

田原本町議会会議録目次

○12月3日(第2日)

開議(午前10時00分)	2-5
一般質問	
1. 10番 植田昌孝議員	2-5
1. 耕作放棄地の取り組みについて	
1. 本町の耕作放棄地の面積、農地の総面積に対する割合、県内では	
2. 耕作放棄地のうち農地に復元可能な農地の実態を把握しているのか	
3. 耕作放棄地を解消するための対策は(現状の対策と今後の取り組み)	
2. 6番 西川六男議員	2-11
都市基盤が充実したまちづくりについて	
地元住民の皆様との合意形成について	
1) 清掃工場について	
2) 浄化センターについて	
3. 9番 吉田容工議員	2-18
1. 食育について	
① これまでの具体的な取り組みと目標達成状況を示されたい	
② 自己管理能力を育成するための教育プログラムは、統一したものがあるのか、個々の先生任せなのか	
③ 自己管理能力の育成はどこまで実績をあげているのか、本町の食育が各家庭の食事内容にまで影響を与えるような取り組みになっているのか	
④ 町として食育プログラムを作成し実践しますか、それとも、先生任せ、形だけの食育実績作りでお茶を濁しますか	
2. 洪水対策について	
① (1) かんじょう川と寺川の合流形体、(2) 大和川の井堰管理、	
(3) ため池の保水能力アップについてどれだけ進んだか答弁願います	

②現在進めておられる抜本的な洪水対策と地域ごとの個別対策をどのように実施あるいは計画されておられるのか

3. 放課後デイサービスについて

①利用限度日数を1か月20日に広げることにはできないのですか、出来ないとすれば、その根拠はなんですか

4. 4番 森 良 子議員…………… 2-36

学校栄養職員について

①田原本小と北小の調理業務を民間業者に委託するのはなぜですか

②北小に栄養職員を配置すべきと思いますが、そのお考えはありますか

意見箱の活用について

①意見は月に平均何件寄せられていますか

②その中で住所、名前が記入されているのは何%ありますか

③回答方法を改善されるお考えはありますか

5. 5番 古 立 憲 昭 議員…………… 2-42

子ども子育て支援

子ども・子育て支援事業の5ヵ年計画について

要件緩和について

小規模保育について

レセプト・健康情報等の活用

データヘルス活用の取組みについて

水道事業

水道の浄水施設および水道管路の耐震化について

水道におけるアセットマネジメントの取組みは

6. 12番 小 走 善 秀 議員…………… 2-51

上水道事業について

1. 大字八尾において発生した断水について、その概要

2. 石綿管布設替について

7. 11番 松本美也子 議員	2-55
1. 学校施設等のトイレ改修について	
(1) 幼稚園、小中学校施設の生徒、職員利用のトイレ、避難指定場所である体育館のトイレの改修、障がい者も利用可能な多目的トイレの設置、改修の今後の計画について	
(2) 避難指定場所になっている県の施設におけるトイレの点検と県への要望について	
2. 幼稚園の芝生化等について	
幼稚園の芝生化と整備について	
3. 「学校司書」配置について	
本町の小中学校図書館における「学校司書」配置について	
総括質疑（議第50号より議第59号までの10議案について）	2-64
散会（午後3時02分）	2-85

平成25年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成25年12月3日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 植田知孝君 議事係長 中辻勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 持田尚顕君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 福岡伸卓君
上下水道部長 取田弘之君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	植 宏 君	教育委員長	森 章 浩 君
教育長	片 倉 照 彦 君	教育部長	鍬 田 芳 嗣 君
会計管理者	奥 山 佳 延 君	選挙管理委員会 事務局長	吉 田 悦 治 君
農業委員会 事務局長	笹 岡 吉 久 君		

平成25年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月3日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 10番 植 田 昌 孝 議員

1. 耕作放棄地の取り組みについて

1. 本町の耕作放棄地の面積、農地の総面積に対する割合、県内では
2. 耕作放棄地のうち農地に復元可能な農地の実態を把握しているのか
3. 耕作放棄地を解消するための対策は（現状の対策と今後の取り組み）

2. 6番 西 川 六 男 議員

都市基盤が充実したまちづくりについて

地元住民の皆様との合意形成について

- 1) 清掃工場について
- 2) 浄化センターについて

3. 9番 吉 田 容 工 議員

1. 食育について

- ①これまでの具体的な取り組みと目標達成状況を示されたい
- ②自己管理能力を育成するための教育プログラムは、統一したものがあるのか、個々の先生任せなのか
- ③自己管理能力の育成はどこまで実績をあげているのか、本町の食育が各家庭の食事内容にまで影響を与えるような取り組みになっているのか

④町として食育プログラムを作成し実践しますか、それとも、先生任せ、形だけの食育実績作りでお茶を濁しますか

2. 洪水対策について

①（１）かんじょう川と寺川の合流形体、（２）大和川の井堰管理、（３）ため池の保水能力アップについてどれだけ進んだか答弁願います

②現在進めておられる抜本的な洪水対策と地域ごとの個別対策をどのように実施あるいは計画されておられるのか

3. 放課後デイサービスについて

①利用限度日数を1か月20日に広げることにはできないのですか、出来ないとすれば、その根拠はなんですか

4. 4番 森 良 子議員

学校栄養職員について

①田原本小と北小の調理業務を民間業者に委託するのはなぜですか

②北小に栄養職員を配置すべきと思いますが、そのお考えはありますか

意見箱の活用について

①意見は月に平均何件寄せられていますか

②その中で住所、名前が記入されているのは何%ありますか

③回答方法を改善されるお考えはありますか

5. 5番 古 立 憲 昭 議員

子ども子育て支援

子ども・子育て支援事業の5ヵ年計画について

要件緩和について

小規模保育について

レセプト・健康情報等の活用

データヘルス活用の取組みについて

水道事業

水道の浄水施設および水道管路の耐震化について

水道におけるアセットマネジメントの取組みは

6. 12番 小 走 善 秀 議員

上水道事業について

1. 大字八尾において発生した断水について、その概要
2. 石綿管布設替について

7. 11番 松 本 美也子 議員

1. 学校施設等のトイレ改修について

- (1) 幼稚園、小中学校施設の生徒、職員利用のトイレ、避難指定場所である体育館のトイレの改修、障がい者も利用可能な多目的トイレの設置、改修の今後の計画について
- (2) 避難指定場所になっている県の施設におけるトイレの点検と県への要望について

2. 幼稚園の芝生化等について

幼稚園の芝生化と整備について

3. 「学校司書」配置について

本町の小中学校図書館における「学校司書」配置について

○総括質疑（議第50号より議第59号までの10議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。
- これより本日の会議を開きます。
- 日程に入ります。
-
-

一般質問

- 議長（辻 一夫君） 一般質問を議題といたします。
- なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。
- それでは質問通告順により順次質問を許します。10番、植田議員。

（10番 植田昌孝君 登壇）

- 10番（植田昌孝君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

耕作放棄地の取り組みについてお伺いをいたします。

耕作放棄地の解消は全国的な課題であります。国の対策も耕作放棄地再生利用交付金が今年度を最後に3カ年計画で交付されてきました。しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足などにより、様々な対策がその速さに追いついていないのが現状のようです。

耕作放棄地が増える原因として、高齢化による労働力不足や農産物の価格の低迷、農業経営条件の悪化も大きな要因となっています。また、耕作放棄地が地域住民に及ぼす悪影響として、雑草の繁茂や水路の管理への支障などが考えられます。また、一定の地域において農地を集約し、これからの農地集積を進めようとする農業の経営者の阻害要因にもなります。

農林水産省の実態調査によると、耕作に使用できない農地の荒廃が急速に進んでいるようであります。食料自給率向上や農村活性化の点から耕作放棄地の対策が急務と考えられます。そこで次の3点についてお伺いいたします。

- 1、本町の耕作放棄地の面積、農地の総面積に対する割合、県内では。
- 2、耕作放棄地のうち農地に復元可能な農地の実態を把握しているのか。

3、耕作放棄地を解消するための対策は（現状の対策と今後の取り組み）。

についてお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わりますが、再質問は自席で行います。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） おはようございます。ご答弁をさせていただきます。

10番、植田議員の「耕作放棄地の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地とは、国の農林業センサスにおきましては「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されているもので、耕作放棄地の発生は周辺で営農されている耕作地に対し、病害虫の発生・鳥獣被害による悪影響ばかりでなく、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要因ともなるものであり、議員お述べのとおり本町におきましても耕作放棄地の解消は農地の有効利用にとっての課題となっております。

まず、本町の耕作放棄地の面積、農地の総面積に対する割合につきましては、平成20年度から国により実施されています耕作放棄地全体調査による平成23年度での本町の耕作放棄地の面積は約7ヘクタールであり、農地の総面積約947ヘクタールに対する割合は、およそ0.7%であります。県下の状況につきましては、農地総面積2万7,575ヘクタールに対しまして、耕作放棄地総面積は1,241ヘクタールであり、その割合は約4.5%であります。なお、本町の農地面積に占める耕作放棄地面積の割合は、県下の市町村別割合では下位から4番目に低いものであります。

次に、本町の耕作放棄地約7ヘクタールのうち約5ヘクタールにつきましては、人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地であります。また、町職員の現況調査により実態を把握しました残りの約2ヘクタールに関しましては、草刈り等では直ちに耕作することはできないものの、暗渠排水、客土または重機を用いた整地等による基盤整備を実施することにより、農地として再生可能な土地であると認識しております。

次に、現状の耕作放棄地を解消するための対策といたしましては、農業委員会に

おかれまして、委員自らによる耕作放棄地の草刈り、不法投棄ごみ処理、耕起等により、担い手に貸し付ける活動の実施により解消を図っていただいております。また、町では県農業振興公社による耕作放棄地再生事業を利用し、草刈り、耕起による農地の再生を行い解消を図っているものであります。

なお、今後も同様の方策により耕作放棄地の解消に取り組んでまいりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 10番、植田議員。

○10番（植田昌孝君） お答えをいただきましてありがとうございます。

まず、農業委員会の皆様には、今のお答えのとおり耕作放棄地に向けてのご努力をいただいているようでありまして敬意を表するものでございます。

日本の農地は470万ヘクタールあるそうで、そのうちの38万ヘクタールが耕作放棄地ということになっているようであります。これは平成5年のデータであります。

私は今回この質問をするに当たりまして、質問の中にも申し上げましたが、農水省の取り組みというのがありまして、平成24年4月なんですけれども、耕作放棄地再生利用対策というのがありまして、それによりますと、耕作放棄地の発生要因や荒廃の状況などが様々で、耕作放棄地の引き受け手をどうするのか。また作物をどうするのか。土地の条件はどうかのかについて、きめ細かい対応が必要であると言っています。耕作放棄地の対策として大きく分けて有効利用をするということと、もう1つは、耕作放棄地を再生利用するということに考え方が大きく2つに分かれているようであります。

有効利用として、平成21年の農地法の改正があつて、先ほどもお述べいただきましたけれども、現在農業委員会には毎年1回全農地の利用調査が、どうやら義務づけられたようでありまして、耕作放棄地があれば指導する。また協力が得られない場合は、農地を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する義務を有するということが法律に定められたようであります。ということが、農地法の改正で責務を明確にしたということになっているようであります。

また、すべての耕作放棄地を対象に是正のための指導など、直ちに入れる仕組み

になっているようでありまして、所有者の分からない場合は保証金を供託して利用を図るようにできるとなったように聞いております。

耕作放棄地を再生するということについては、作物をどうするのか、また土地の条件はどうかということの対策として、先ほども述べましたように耕作放棄地再生利用対策という支援策があるようです。平成24年度に緊急対策として、再生利用活動や施設の整備などに対して、質問の中で述べました耕作放棄地再生利用交付金というのがあるそうでありまして。そして耕作放棄地を再生利用することによって、荒れている農地を生きかえらせる取り組みとして、引き受け手として農業者や農業法人に引き受けてもらうこと。そして、またこれは私どもの自治会でもさせていただいておりますが、平成19年からスタートしています農地・水・環境保全向上対策の活動組織、今は農地・水・保全管理支払交付金の活動組織という名称が変わりましたが、このような組織も国の支援が平成25年まで延びたというように聞いております。

この耕作放棄地対策の有効利用として、これは実は先月の13日でしたか、新聞に載っていたのですが、徳島県が農業団体に助成して、三好市の三野町というところで、耕作放棄地で3月末から始めた太陽光発電の実証実験が順調に進んでいて、7月までの4カ月間の実発電量はメーカーパネルの2割近く上回って、売電収入も予測を上回るというような新聞記事が載っておりました。年間の維持管理がどの程度必要か検証して、農家の所得向上に効果があると判断すれば導入促進策を検討するということが書かれてありました。

今お聞きいたしますと耕作放棄地は少ないようでありましてけれども、これから町の財政的なこと、いろんなことを考えて、農家の方の収入というものも考えておきましたら、町としても、このことを考えてみてはどうかと思うのですが、担当課のご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 植田議員おっしゃいますように、確かに農地の有効利用ということでソーラーパネルの設置というのも一つのやり方かなというふうに思います。今、私どもが進めていますのは農地の集積化ということで、できるだけ一手に引き受けていただいて、そして農地の大区画化をすれば大型機械を使えます

し、農業機械の効率も良くなります。作業効率も当然良くなりますので。できましたら、そういう意味での農地の集積化を図るような手立てを今考えているところでございます。

例えば区画をなくしてしまつて1反区画を、2反区画、3反区間にすると。それに対しては、いろんなそういう各種事業がございますので、その事業にも取り組んでいきたいと思っております。田原本町は幸いにも耕作放棄地が少ない、7ヘクタールと少ないですので、そういう意味からして7ヘクタール程度でしたら、いろいろな機械力を使えば耕作可能な状態になるとは思っています。そういう意味からして、できましたらそういう農地の集積化を図って、その担い手の育成、そして今後のTPPとか、いろんな取り巻く課題がいろいろと変わっていきますので、力強い農業というのか、にできたらさせていただきたいというふうに思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 10番、植田議員。

○10番（植田昌孝君） ありがとうございます。

そうやって耕作放棄地を少なくするというか、なくしていくという方向でお取り組みをいただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

今も少しお話がありましたように、TPPに参加するということになりましたし、どうやら減反政策も廃止というようなことになっておりまして、担い手不足で農業者が減少するんじゃないかということが懸念されています。そうなりますと、今そうやってお取り組みをいただいておりますけれども、耕作放棄地が増える可能性があるのではないかと思います。

福島原発の影響もあって、電力不足のことがありまして、再生可能エネルギーである太陽光パネルの設置について、実は検討してみても良いのではないかとということで今回質問の要因にはなったのです。このことは、実は私の友人から農地の有効利用について、家に田んぼがたくさんあるんだけど、なかなか耕作をするのが、ご両親がもう高齢になって、自分は仕事しているのでできなくなって何か良い方法はないかというような相談があつて、実は去年いろんなことで、このことについてちょっと調べてみたのです。

環境省にちょっとメールをして、いろいろと聞いてみたら、お答えをいただけま

して。これは去年の8月に、ちょっとメールで聞いたのです。環境省の地球温暖化対策課の石丸さんという人がおられるそうで、その人にお答えをいただきまして、去年の4月3日に閣議決定いたしましたエネルギー分野における規制制度改革に係る方針という中に、農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直しということで、規制制度改革の一項目として挙げられ、方針が去年示されているようでありまして、3月29日にエネルギー環境会議により、取りまとめられているエネルギー規制制度改革アクションプランというのがございまして、重点項目の中に「農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化」と、ちょっと長いのですが、けれども、があって、農地における太陽光発電も含む再生可能エネルギーの導入に関しての対策が記載されています。「詳しいことは農林水産省に聞いてください」というようなことの連絡をいただきましたので、その後、農水省にまた聞いてみたら、農水省のお答えを8月22日にいただきまして、「日頃、農林水産行政にご理解をいただいております。地域にある資源を活用して太陽光発電などを行うことは、地域の活性化に貢献するとともにエネルギー供給源の多様化に資する取り組みとして重要と考えています。」と、これは農水省の回答なのですから。

一方、農地は農業生産の基盤として、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている国内の限りある資源であります。農地における再生可能エネルギーの設置規制については、先ほど申し上げましたエネルギー分野における規制制度改革に係る方針、これは平成24年4月3日閣議決定されたものですが、において平成24年度中に、昨年中ですけれども、優良農地の確保に支障を生じないことを前提として耕作放棄地を使用するなど、地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取り扱いを明確化するという事になっているようであります。現在農水省で具体的な取り扱いの明確化について実は検討されているようであります。その後、このことについては聞いておらないのですけれども。

国のほうも、そういう原発の事故、それから電力不足のこともありますし、地域の農業の活性化というか、農地の保全ということ、それから担い手不足の解消、再生利用ということで、このようなことも考えてみたらどうかと思ったので今回質問

させていただきました。

最後に、私の今のことに対しまして、町長にご意見を賜れたらありがたいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。植田議員のご意見もとてもなところがあるかと思ひます。ただ私自身は、農地はやはり農地として再生していくのが当然であろうと思ひております。TPPが行われますと農業が壊滅すると言われておりますけれども、私自身はこのまま放っておいても、10年、15年後には、我が国の農業は壊滅状態になるのではないかというふうに憂へているところでございます。

先ほど部長が述べましたように、農地を再生化していくということで、集約化に向けて今取り組みを進めさせていただいておきまして、本町におきましては2地区をモデル地区といたしまして、もう来年、再来年度から実施していく予定となっております。

昔、ヤマトタケルが「大和は国のまほろば たたなづく青垣 山ごもれる 大和しうるわし」と言われているように、この青垣の美しさを示す環境の一つとして私は農地があると思ひております。その農地の中にソーラーパネルが大和平野一面に据えられるというのは、私自身はいかななものかというふうに考えております。山間地域におきましては、もちろんそういうところの利用も可能であろうというふうに考えておりますけれども、やはり大和のこの中心、真ん中部分におきましては、農地を農地として再生をしていきたいというふうな取り組みを實際、来年度からさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 以上もちまして、10番、植田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

都市基盤を充実するためには、し尿処理・上水道・ごみ処理などの整備が必要で

あります。そのうちごみ処理につきましては、田原本町では御所市でごみ処理施設の建設が進められようとしています。

このごみ処理のために、現在の田原本町の清掃工場は1984年（昭和59年）10月5日から2015年（平成27年）9月30日まで操業し、西竹田及び周辺の住民の皆様には30年余りの長期にわたり田原本町のためにお世話になってまいりました。この間、平成17年には周辺地元6カ大字自治会・住民の皆様に対して、操業期間の10カ年の延長をお願いするに当たり、6カ大字自治会長と協議を重ね協定書を締結しております。

その協定書の「環境整備」の中の「道路」につきまして、平成24年9月議会では質問をいたしましたけれども、その質問に対して、高村産業建設部長が次のように答弁しておいでになります。

「大網大字北側道路から平野幼稚園北側道路への新設道路拡幅整備について、平成21年度に「大網・平野道路ルート検討業務」として交通量調査を実施し、その結果、現状の通行車両の流れから考察すると、新設道路を設置しても整備効果が見られないこと、また財政状況等の問題もあり、新設道路の設置は困難であることから、新設道路要望ルートの代替として、既に大網1号線の道路改良拡幅工事も完了しており、現道接続ルートとして大網三叉路の交差点改良整備を行い、南行きの交通の流れを北行きに誘導し、大網集落内への通行を減少するという代替案を平成23年7月に町長も出席の清掃工場移転問題対策委員会において、提案、説明した。」と答弁しておられます。

また、寺田町長は私の質問に対して次のように答弁しておいでになります。

「今、社会情勢、経済情勢がこのように変わって、交通量も減っている中で、費用対効果が見込めない事業をわざわざ町の今の責任者として、7年前のことをそのまま引き継いでやっていくのがいいのか、それとももう一度皆様にご理解をいただいてリセットをさせていただいた形で代替案でさせていただくのがいいのかということ十分に検討した中で、私としては代替案で何とかお願いをしたいということでご理解を賜っているところでございます。

今後も町単独で進めていくということではなくて、皆様方のご理解を得られるように努力して進めてまいりたいと考えています。」との意向を町長としてお示しい

ただいております。

ご存じのように、この清掃工場の10カ年の操業延長に関わる環境整備の道路整備について、この協定書には「積極的に取り組み、（要望事項の）着手等々については、関係自治会と協議を行いながら進める。環境整備についても要望時点において関係自治会と誠意をもって協議を行う」と明記され、「上記事項を遵守することを条件に（清掃工場の10年間の）操業継続に同意する」と協定されております。

これまで29年余りご協力いただいている清掃工場の操業が残すところ、あと2年を切りましたけれども、協定事項の中で未実施になっている環境整備の項目の約束を遵守するために今後も全力を挙げて関係自治会と誠意をもって協議を行い、取り組まれることと考えます。とりわけ大網大字北側道路から平野幼稚園北側道路の整備問題については、6カ大字の自治会・住民の皆様との理解と納得、合意が絶対に必要であると考えます。

しかし、もし田原本町の清掃工場の10カ年操業の延長に関し、相互に合意の上で町長と6カ大字自治会長が捺印し結んだ協定書の事項が何らかの理由で遵守されないことがあれば、これからの御所市・五條市とのごみ処理施設の建設はもちろんのこと、今後の町政運営を推進する上での根幹をなす“信頼関係”に大きな影響を与えることになるのではないかと私は危惧いたします。

協定を結んだ田原本町長として、協定書を作成し、整備を約束して、まだ実施をしていない大網北側道路から平野幼稚園北側道路への整備の合意した事項について代替案を提示されていますが、このことに関わり地元との合意形成につきまして質問をしたいと思います。

平成24年9月議会での私の質問以降、今日までの1年3カ月の間に町長としてどのように取り組まれたのか、その取り組みを報告いただきたいと思います。

その取り組みの結果、地元6カ大字自治会・住民の皆様との協議及び合意された内容はどのようになったのか、報告をお願いいたします。

協定した事項の変更をお願いするに当たって、この間、町政の責任者である寺田町長自らが清掃工場移転問題対策委員会や地元自治会に出向かれ合意形成を図る努力をされたのか、報告をお願いいたします。

さて、都市基盤の整備として重要な上・下水道について、田原本町では上水道は

普及率100%までに整備され、下水道の普及率も90%を超え、水洗化率も91.7%を超えるなど整備が進んでおります。

このように田原本町として都市基盤の整備が進んでおりますが、その中で今回下水道のし尿等の処理について質問をしたいと思います。

田原本町黒田に田原本町浄化センターを1983年（昭和58年）に総事業費13億3,000万円で設置され、し尿等の処理が行われております。平成24年9月議会で下水道に関しての私の質問に対して取田上下水道部長が次のように答弁していただいております。

「平成23年度末で下水道への一般家庭の未接続戸数は599戸であり、そのうち汲み取り便所179戸、単独浄化槽280戸、合併浄化槽60戸、集中浄化槽80戸です。また、事業所等の未接続戸数は226戸で、そのうち汲み取り便所61戸、単独浄化槽139戸、合併浄化槽26戸です。」との説明をいただきました。

現在、田原本町浄化センターでは三宅町の委託分も含めると、平成24年度には生し尿1,162キロリットル、浄化槽などの汚泥3,373キロリットル、合計4,535キロリットルを処理しております。

このように水洗化率91.7%で、一般家庭や事業所で汲み取り便所、単独浄化槽、合併浄化槽や集中浄化槽が使用されている現状の中で、生し尿及び浄化槽の汚泥は、田原本町の方はもちろんのこと、委託を受けております三宅町の方も含めて、今後も処理が必要であり、そのための処理施設が必要だと思います。このし尿及び汚泥の処理施設に関わって質問をしたいと思います。

浄化センター設置について清掃工場と同様に、地元自治会・住民の皆様との間で協定書は締結されておいでになるのかどうか。

地元に対する環境整備及びいわゆる迷惑料は、これまでどのようになっているのか。

清掃工場は1984年（昭和59年）10月5日に西竹田に設置してから29年が経ちました。浄化センターは1983年（昭和58年）3月に黒田に設置してから既に30年が経っております。

この間、高度処理が進むなど、技術の向上により処理方式も向上し、臭気も現状より軽減されております。清掃工場は平成27年9月に操業を停止いたしますけれ

ども、浄化センターについて、いつまで現在の場所で施設を継続するのかなど、浄化センターの稼動に関する操業期間、環境問題などの諸問題をご協力いただいている地元自治会・住民の皆様と協議をする考えは町としてお持ちであるのかどうか、お示しをいただきたいと思えます。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） 6番、西川議員の第1番目「地元住民の皆様との合意形成」についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の清掃工場につきましては、議員の昨年9月議会で質問されて以降、昨年9月の自治連合会役員会、本年4月の清掃工場公害モニター会議及び5月の清掃工場移転問題対策委員会において、代替案により協定書の履行を果たすために協議いたしました。

清掃工場移転問題対策委員からは、協定書のとおり実施するようとの意見でありましたが、協定書にあります新設道路につきましては、県道田原本広陵線の北側200メートルに同様の新設道路を設置するに当たっては、費用対効果の観点及び社会情勢、経済状況の変化により、交通量が減少していることなどから困難であることを説明し、代替案を地元自治会の皆様の話し合いのテーブルにのせていただくようお願いをいたしました。また、新しいご提案をしていただきたいともお願いし、代替案を提案いただければ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目の浄化センターについては、浄化センター設置に伴い、地元自治会・住民の皆様との間で協定書は締結しておりませんが、要望書の提出はございました。要望書に基づき、できる限り事業を実施いたしております。

し尿及び浄化槽汚泥量は、公共下水道の普及に伴いまして年々減少していますが、需要のある限り処理施設として運転していく必要があるため、下水道の普及率を勘案しながら長期的な視野での運用を考えなければならない施設でございますことから、操業期間の時期を明確にお示しさせていただくことはできません。また、施設の老朽化によりまして、経年劣化は避けられませんが、適宜必要な修繕を行うことで、安定した処理能力を維持してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁ありがとうございます。ただいま部長のほうから答弁をいただきましたが、寺田町長にこのことに関わりまして2点お聞きをしたいと思えます。

最初に、清掃工場に関わる協定書の未実施の項目の問題についてお聞きをしたいと思えます。

寺田町長は、これまで田原本町にとりまして長年の懸案でありました前町長、森町長が町民の皆さんに起案立案されました近鉄田原本駅の西側の整備及び唐古・鍵遺跡の整備の大事業に取り組んでおいでになりました。そして今後、田原本町の最重要課題であるごみ処理施設の御所市での建設に取り組まれます。その御所市でのごみ処理施設の建設に取り組むその前提として、そのためにも現在西竹田にあるごみ処理施設の清掃工場の操業に関わる地元の6カ大字自治会住民の皆さんと協定されました、まだ未実施の部分の整備問題について、私は早急に決着をつけるべきであると考えております。

先ほどの部長の答弁では「代替案をテーブルにのせていただくなど、引き続き合意を得るための協議を」ということをございますけれども、平成29年9月という一つのタイムリミットがある中で、ぜひ寺田町長、2期目の在職中、これは任期は平成26年12月3日というふうになっておりますけれども、それまでに何とかご努力をいただいて、この問題に解決をしていただきたいなというふうに熱望しているところであります。

先ほどの質問に対して答弁はございませんでしたが、この合意を得るためには、この町長が結んだ協定書の変更、あるいは代替案をお願いするときに町政の責任者である町長自らが地元に出向いて、膝を交えて合意を得る努力が必要であるのではないかと私は考えております。何とか早急に、できたら町長の2期目終了までに何とか一定の解決をしてほしいという、私の意見、希望について、町長のお考えをお聞きをしたいと思えます。

2点目に浄化センターの件について、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

清掃工場と浄化センターは、いずれも設置されてから同じように約30年間が経

過しております。そして今、清掃工場の問題については操業停止や、それに伴う建設問題など大きな問題になっております。しかし、浄化センターにつきましては、その施設の存続や今後の操業について、私は2期8年議員をさせていただいておりますが、これまでほとんど論議をされてこなかったと認識いたしております。今後下水道の普及に伴う汲み取り便所の減少や浄化槽の利用の減少に伴って、一般家庭や事業所の生し尿、あるいは汚泥、これは減少することが予想されるとしても全くなくなるまでには相当の時間が必要と考えます。そのため30年余り経過した施設や設備をどのようにするのか。処理の委託業者、あるいは汲み取り業者との関係をどうするのかなど、考えるべき時期ではないかと私は考えております。「30年経って西竹田の清掃工場は操業停止をし、やれ御所市に造るとか、中継基地を造るとか、いろいろ論議をされているのに、同じ30年経った浄化センターはどうなるのか」といったご意見を町民の皆様方からいただいております。

先ほどの答弁によりますと、施設の老朽化に対する経年劣化については、適宜修繕を行うという答弁をいただいておりますが、町政を預かっておられる町長に都市基盤の整備として欠かすことのできない、下水道処理のための施設である浄化センターについて、今後の存在、あるいは抜本的な対応について、町民の皆さんに町長として再度お考えをお示しいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

1点目の清掃工場の協定書につきましては、議員お述べのとおり全く私も同意するところでございます。できる限り早期のうちに決着をつけたいというふうに考えております。

ただ、今出されております協定の内容につきましては、議員ご承知のように200メートル南側に同じ方向に全く同じ道路がございます。その200メートル北側に同じ道路をつけて、突き当たりから突き当たりの道路、私は議員に対して反問権は許されておられませんけれども、議員が本当にそれが必要であるかどうかというのは、十分ご認識いただければというふうに思っております。その上で私は6カ大字の皆様方に協定どおり実行できないことに対しましては、非常に申し訳なく感じている次第であります。

ただ、費用対効果の見込まれない道路を今の町の責任者として造るわけにはいかないという気持ちもありますので、その代替案として何か、町としては提示をさせていただいておりますが、それ以外のことにつきましても何か代替案としてあれば、出しただければ、積極的にそれは取り組んでまいりたいということで、議員お述べのように、私自身も出向かせていただきましたし。今年につきましては場所がないということで、わざわざ役場に皆様方においでいただいてお話もさせていただいております。その中で、ぜひテーブルについていただきたいというふうに考えているところでございます。

議員おっしゃるように、本当に早期な解決に向け努力をしていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

それから2点目の浄化センターの件でございます。

確かにおっしゃいますように下水道の普及は進んでおりますが、決してとは申しませんが、長い期間なくならない施設であるというのは事実であります。今後、今生し尿の投入量が減っておりますので、逆に言えば、バクテリアの養成ができないというようなことも起こっておりますので、これから量が減ったときに、いかに浄化センターを維持するのか、あるいはどこかに委託していくのかにつきましては、これから十分な検討をしていかなければならないというふうに考えております。

それから都市基盤の整備に向けまして、今現在は合特法の関係もありまして業者に委託をしている状況であります。また現在の浄化センターでは脱臭装置を備えた構造になっておりますので、バキュームカーより収集した生し尿は一切外気に触れずに処理槽に投入される構造になっております。ただ、議員お述べのように何か問題点があるとするならば、積極的に解決に向けて努力をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「お願いしておきます」と西川議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは一般質問をさせていただきます。私は今回3点にわたって質問させていただきます。

まず第1点目、食育についてです。

平成17年に食育基本法が施行されました。そこには「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも『食』が重要である。今、改めて食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」と明記されています。

この法律を受けて食育推進基本計画が国・県で作成されました。本町では、平成21年「すくすく子ども食育プラン」を策定し、「食は命の源であり、人間が生きていく上でなくてはならないもの。特に生活習慣の基礎をつくる時期である子どもの頃の食は重要です」という趣旨で、①早寝・早起き・朝ごはん②バランスそろった三拍子③食事に感謝！家族そろって「いただきます」④地元を知ろう！地産地消と郷土料理の重点目標を決めています。

平成25年度の目標を定め、就学前までの取り組み、小学校での取り組みが重要視されています。

そこで質問します。これまでの具体的な取り組みと目標達成状況を示されたい。

各小学校、中学校の「食に関する指導計画」には自己管理能力の育成が目標に挙げられています。具体的な施策として「自分の食生活を見直そう」「かんたんな調理をしよう」などが挙げられています。

そこで質問します。自己管理能力を育成するための教育プログラムは統一したものがありますか。個々の先生任せですか。答弁をお願いします。

そこでサッカーや野球選手を目指す子ども達にどのようなスポーツ栄養教育が行われているのか、少し披露させていただきます。

「身長を伸ばそう」ということで、身長を伸ばす食事は、その1「カルシウムをとること」です。1日800～1,000ミリグラムとりましょう。同時にクエン酸、ビタミンC、ビタミンDをとると吸収を促進します。

注意するところは、スナック菓子やインスタント食品、冷凍食品などの加工食品に多く含まれている「リン」が多すぎると、腸内にリン酸カルシウムができて吸収されずに体外に排出され、カルシウムの吸収率が下がってしまいます。そういう注

意点を示しながらカルシウムの摂取を勧めています。

その次に、身長を伸ばすために重要な栄養素は「亜鉛」です。亜鉛は成長ホルモンの生成や分泌を活発にし、骨の形成を促す作用があります。亜鉛は、不足することは少ないと考えられますが、偏食、加工食品、ファーストフードばかり利用すると不足に陥りますので注意してください。こういう注意もされています。

そして身長を伸ばすポイントとして、重要なのは、やはり「成長ホルモン」の分泌でしょう。成長ホルモンをしっかり分泌されるように、10時前には寝ることが重要です。0時を過ぎると成長ホルモンの分泌は減少してしまいます。小学生の子ども達にここまで指導されています。そして、子ども達は自分で考えて食事をとるようになります。

お母さんからは「弁当に冷凍食品を入れておいたら食べてくれないので、弁当に何を入れるか苦労した」そんな話を教えていただきました。子どもが家庭の食事を変える大きな影響を与えています。

そこで質問します。自己管理能力の育成はどこまで実績を上げているのか。本町の食育が各家庭の食事内容にまで影響を与えるような取り組みになっているのか、答弁を求めます。

「『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」食育を身につけるためには、これもやりました、あれもやりましたではいけません。九九の練習のように身につけるまで何回も繰り返し学習することが必要です。各小学校、中学校で最低限教える食育プログラムを練り上げ、実践することが必要です。

そこで質問します。町として食育プログラムを作成し実践しますか。それとも、これまでどおり先生任せ、形だけの食育実績づくりでお茶を濁しますか。

食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づける食育基本法「すくすく子ども食育プラン」に責任を持って取り組まれることを求めます。

次に、2番目として洪水対策について質問させていただきます。

台風18号が9月15、16日、2日間で169ミリの大雨をもたらしました。職員の皆さんが土のうを800も積み上げられたわけですが、床下浸水11軒とい

う被害が発生しました。それ以外でも「駐車場まで水が入ってきた」というところは、たくさんありました。どこも、これまで大雨が降ったらいつも水があふれるところです。縁あって本町に住まれた方々が、いつまでたっても雨が降ると水に浸かるという状態ではがっかりされています。

私は平成19年に総合的な水害対策を提案させていただきました。そのときの町の答弁では、平成12年から平成18年の間、25ヘクタールの農地が転用されて、4,518トンの保水能力が失われ、その代わり開発指導により保水施設を設置し、829トンの保水能力を確保した。差し引き3,700トンの保水能力が下がったと説明を受けました。従来、遊水池だから水害はしょうがないではなく、本町の開発指導の結果、水害を誘発する量の水量が流れ込んできている状態です。

そのとき指摘しました対策に対し、①「かんじょう川と寺川の合流体形を変更したら改善するか専門家の意見を聞く。②大和川の井堰管理に努める。③ため池の保水能力をアップさせる「切欠き方式」を広めていくと答弁されました。

そこで質問します。①かんじょう川と寺川の合流体形、②大和川の井堰管理、③ため池の保水能力アップについてどれだけ進んだか答弁を願います。

洪水対策は大きな課題で、すぐに解決できる問題ではありません。しかし、5年経っても10年経っても何も進んでいないということでは納得できません。これまで1時間当たり50ミリの大雨に対応する洪水対策をとると説明を受けてきました。今回の雨は1時間当たり23ミリの雨にもかかわらず水害が発生しました。残念なことです。

そこで質問します。現在進めておられる抜本的な洪水対策と地域ごとの個別対策をどのように実施、あるいは計画されておられるのか、答弁を求めます。

弥生時代から現在まで洪水との歴史を繰り返してきた町です。大変大きな課題です。洪水を防ぐためには大和川から入ってくる水量をカットする。平野部の保水能力を高める。常襲地域ごとに個別対策を打つ。この3面で総合的な計画を持つことが必要です。この6年間、真剣に検討されてきた中身を披露していただくよう求めます。

最後に3番目として、放課後デイサービスについて質問させていただきます。

障がいを持った子ども達が、放課後や長期休暇中に過ごす場所が欲しいとたくさ

んの方が望んでおられました。そんな中、平成24年4月から児童福祉法が改正され、放課後デイサービスが始まりました。これまで障がいの種類・年齢によって受けられる福祉サービスの内容等が決められていたのが、平成24年4月1日、障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正により、どの障がいの人も共通のサービスを利用できるよう制度が一元化され、施設・事業が再編されました。その一つとして、放課後デイサービスが創設されました。その内容も障がいのある子ども達に対し、放課後や長期休暇中における療育の場（日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等）であるとともに、放課後等の居場所、またレスパイトケア（ご家族に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス）としての役割を担っています。実際に、放課後デイサービス事業者は、福祉の専門家として一人ひとりの子どもごとに「鉛筆を持てるようにする」「あいさつをできるようにする」など課題を決め、個別指導計画を策定し指導されています。これまで切望されていた放課後デイサービスは、今、子どもにとっても、家族にとっても大変喜ばれています。

ところが、こんな良い制度ができたのに、週のうち一、二日しか利用できない。フルタイムの共働きの家庭では、月に20日は利用させてほしいという声が上がっています。この放課後デイサービスは、町から通所受給者証を発行してもらって初めて利用できます。各市町村が独自に限度日数を決めています。本町では1カ月7日を限度として発行されています。川西町では1カ月20日です。奈良市では25日です。

そこで質問します。利用限度日数を1カ月20日に広げることにはできないのですか。できないとすれば、その根拠は何ですか。

やっと実現した身近で障がいを持つ子どもの、放課後、長期休暇中の居場所を有効に活用できる町であってほしい。町の前向きな判断を求めて一般質問といたします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 9番、吉田議員お尋ねの「食育について」お答えいたします。

食育についてのこれまでの具体的な取り組みと目標達成状況につきましては、平成19年3月に奈良県食育推進計画が策定され、それを受けまして、心身ともに健やかに生きるための基礎を培う次世代を担う子どもを対象に、学校・家庭・地域との連携等、様々な分野において「食育」に関わる関係機関・団体と連携し、平成21年度から平成26年度の期間、田原本町食育推進計画を策定し、その計画に即した事業に取り組んでいます。またその取り組みの状況の報告、また次年度の取り組みについて検討するため、大学の食物栄養学の教授、桜井保健所、小学校・幼稚園の代表者、農業の関係者等による「すくすく子ども食育プラン推進委員会」を開催し協議しているところでございます。

まず、保育所・幼稚園での主な取り組みといたしまして、自然の恵みや、生産者など、食に関わる人たちに感謝する気持ちを育むよう、食前・食後のあいさつ指導や、旬の野菜などの収穫体験、またその材料を使ってのクッキング等を行っています。

次に、小学校での主な取り組みといたしまして、早寝・早起き・朝ごはんを実践するため、毎月1週間の振り返りカードでチェックをしたり、地元の野菜を使っての調理実習や、各学年に応じた全般にわたる食に関する指導などを実施しています。

数値目標については、朝食を毎日食べる子どもの増加や、朝食を子どもだけで食べている家庭の減少などを掲げていました。本年度の最終目標値に対し、途中の昨年3月に実施した3・4・5歳のアンケートによる結果では、目標値には達していませんが、目標に近づいている状況でございます。

次に、自己管理能力とは、望ましい食習慣を身につけることや、栄養や食事の取り方を理解し自ら管理する能力です。町として自己管理能力を育成するための統一した教育プログラムはありませんが、田原本町食育推進計画を踏まえ、教育委員会は学校教育の指導方針を策定し、併せて文部科学省が発行している「食に関する指導の手引き」に基づいて、各学校で自己管理能力も含めた「食に関する指導の全体計画」を策定し、食育の推進を図っております。

次に、自己管理能力の育成につきましては「食に関する指導の全体計画」に沿って学年に合わせ取り組んでいただいているところです。

自己管理能力実績につきましては、検証は難しいですが、食育指導を継続的に実

施することにより成果につながるものと考えています。また、各家庭の食事内容まで影響を与えるような取り組みにつきましては、「すくすく子ども食育プラン」推進委員であります教育・農業・保健福祉分野等の関係機関が様々な事業を展開していただいています。田原本町では、親子クッキングや広報への「簡単バランス朝ごはん」の連載などで、食の大切さを周知、また各園では、保護者への食育に関する講演会や、幼児期の献立レシピの紹介など、食生活の改善を促しているところです。

最後に、町として食育プログラムの作成・実践につきましては、来年度の田原本町食育推進計画期間終了後、成果等をしっかり検証するとともに、次期計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。食育プログラムにつきましても、すくすく子ども食育プラン推進委員会等、関係機関と協議し検討してまいりたいと考えています。

次に、放課後デイサービスについてですが、議員お述べのように放課後デイサービスは、障がい児の支援について学齢期における支援の充実のため、昨年4月に児童福祉法が改正されました。

放課後デイサービスの支給決定につきましては、申請されたご家庭の状況等を聞き取り、必要な日数を決定しているところです。また長期休業期間や、ご家庭状況に変化があった場合には随時対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） 2番目の「洪水対策について」お答えいたします。

まず、一級河川である「かんじょう川」を「かがり川」同様の合流形態にすることにつきましては、合流角度により、ある程度本流への引き込み効果も考えられますが、一級河川である河川について河道の変更を行うには、河川協議等、相当な時間を要すること、用地確保、人口集中地区内での河川工事が可能であるかなど様々な問題もあり、合流形態について具体的な検討は進んでいない状況でございます。

次に、大和川の井堰管理につきましては、大和川（初瀬川）左岸の取水ゲートは、田原本町内では10カ所存在しておりますが、浸水区域上流域では桜井市域3カ所、田原本町域3カ所を含め6カ所存在しております。大和川（初瀬川）本流のゴム堰

は自動転倒ではありますが、農業用取水ゲートに関しましては手動となっております。

降雨時の取水ゲートの管理につきましては、警報発令時に町防災組織班により巡回監視を行いつつ、井堰を管理されている水利組合関係者に対して取水ゲートの閉鎖依頼を行い、適切な管理をしていただくよう連絡体制を整えて対応をしているところでございます。

近年のゲリラ豪雨では、寺川上流部の多武峰の山間部と大和川（初瀬川）上流部の山間部では全く違う降雨となる状況もあり、寺川地域の水位等と連動した管理体制の検討は必要であると考えております。しかし、河川水は一年中利用されている現状から見て、耕作者及び井堰管理者に対して早期に井堰を閉鎖することに関しましては判断が難しい問題があります。今後とも気象予報等を参考に、大雨が予測される場合には、下流域の実態も判断し、上流域の自治体とも協議を行い、適切な管理をお願いしていきたいと考えております。

次に、ため池の保水能力アップにつきましては、本町のため池はすべて皿池であるため自然流入の量には限界がございます。水利権者は稲作の耕作期間における渇水に対応するため、池の容量ぎりぎりまでポンプアップ等により水を張って利用されておられます。また、ため池を養漁用に利用されているため、水位を下げられない状況のため池もあります。

平成23年度に県農業振興課が、ため池治水対策の協力をお願いするため、アンケートを実施された結果、ほぼすべてのため池の管理者から水位を下げることは同意できないとの回答が出ている状況です。

以上のことから、容量を減らしての協力を得ることは大変難しく、ため池貯留の具体的な進展は図られていないのが現状です。

ただ、本町において、ため池貯留が浸水対策に有効であるとの認識はしておりますことから、今後も関係者の理解と協力が得られるよう粘り強く取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、現在進めておられる抜本的な洪水対策と地域ごとの個別対策につきましては、昨年5月の大和川流域総合治水対策協議会において定められました大和川流域整備計画の基本方針の見直しにより「今後はより貯める」方向に方針が変更になりました。

本町における流域対策の一つとして、昨年度より県のモデル事業として、水田貯留（田んぼダム）の取り組みを進めており、初年度は阪手南・大安寺・大木地内で3.7ヘクタール、本年度は阪手南・阪手北・西井上・大安寺・大木地内で7.2ヘクタールを追加し、10.9ヘクタールの田んぼダム実証田において取り組んでいるところでございます。

本年8月時期の降雨に際し、10.9ヘクタールの検証水田の現場確認を行ったところ、5センチメートルと3センチメートルの水位上昇が見られました。検証当時の雨量は15ミリでありましたが、降雨量より高い数値が確認されたのは、実証田の上流部の水路や田んぼから雨水が流入し貯留したことによるものです。

貯留効果といたしまして、水位上昇高3センチメートルとした場合、概ね3,270立方メートルとなり、田原本小学校プール、長さが25メートル、幅が12メートル、深さが1メートルで約300立方メートル溜めることができます。その中の田原本小学校プール約11杯分の貯留効果があったと分析しております。

今後も下流域への浸水対策としての有効な場所や規模等の検討を行いながら、農地を耕作されている皆様に対してご理解とご協力をいただけるよう、更に取り組みを進めていきたいと考えております。

また、寺川から西側の浸水対策につきましては、既に駅前広場におきましては、旧河川を利用した雨水調整池を整備しております。

また、田原ヶ井堰の自動化により、寺川の水位が上昇すればゲートが閉塞する自動化ゲートを採用しており、急な出水に対応しております。

今年度におきましては、十六面自治会のご協力をいただき、十六面地内の「新堀池」を利用した雨水貯留調整池の整備に向けた取り組みを進めているところでございます。

また地形上、寺川は天井川であり、水位が下がることによって、内水氾濫も軽減できますことから、県関係部局に堆積土砂の撤去など、さらなる管理を要望していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 再度質問させていただきたいと思っております。

私は10月20日、25日ぐらいでしたかね、保健センターの担当職員に「今度12月議会で食育の質問をするよ」という話をしに行ったのです。そうしましたら、やはり町というのは敏感に対応していただきまして、この12月の広報にちゃんと載せていただいたという「食ではぐくむ子どもの未来」と。南小学校が弁当を作るという話を載せていただいて、ありがとうございます。これはタイミングが偶然一緒だったのか、それとも町が一生懸命、それを検証していただけたのかなと喜んでおります。

ただ、この南小学校でお弁当を自分で作って持ってくると。5年生のときに1回やって、6年生のときに1回やっていると、こう書いてあるのですね。ところが、これは南小学校だけなのです。ほかの小学校は全然やっていませんね。一応ほかの小学校の食育、これは全体計画の中には全く書かれていない。その点では、各小学校ごとに別々の食育計画が行われていると。広報でこれだけ取り上げていただいたら、ほかのところでもやったらどうだということになると思いますけれども。その点では、これは平成21年に決めて、22、23、24、25と、もう4カ年きているわけですから、どういう食育が田原本町にとって良いのか、取り組めるのかということをやはり決めていかないといけないんじゃないかと思えますね。その点では、そういう時期にきているんじゃないかと。ただ、形だけ「食育」「食育」と言ってもだめじゃないかなと。

先ほど紹介したジュニアスポーツ栄養学講座というところでは、さっき言いましたように、基本的にはスポーツの技術を上げるとともに、子ども達の成長を図るという点では、こういうスポーツ栄養学というのは、今かなり重要視されているのです。その中で「カルシウムをとりなさい」と、これは食育でも言いますよね。でも、田原本町の食育計画、先ほども学校の全体計画を通して、例えばスナック菓子やインスタント食品や冷凍食品、こんなものを食べたら、いくらカルシウムをとってもリン酸カルシウムになって、カルシウムは実際体には吸収できていないということになるというようなことは、全く教えるとはなっていないですよ。朝、食べましょう。バランスの良い食事をとりましょうということだけなのです。バランスが良かっても、おやつをどんどん食べたりしたら結果的に体が吸収しない。例えば10時以降に寝たら成長ホルモンが出ないということですね。

田原本町は不思議なのですけれどもね、田原本町は「すくすく子ども食育プラン」を作っておられるのですね。ここはいろんなアンケートをされて「就寝時間」というのがあるのですね。この田原本町のアンケートでは、10時以降に寝ている子どもは15%なのです。26ページに載っていますけれどもね。要するに85%が10時頃に寝ているというアンケートが出ているのですよ。

ところが、この田原本町の目標値というのは、平成25年度の目標値というのがあるのですよ。これは「早寝する子どもの増加」といって80%を目指していますと書いてあるのですね。今85%寝ておられるのに、平成25年度では80%を目指すと書いてあるのです。全然現実と違いますよね。ですから、せっかくアンケートをしたのに、アンケートに基づかず奈良県の数字を持ってきて、奈良県はこれだけ低いから、これを上げますということになっているのですよ。ですから私は、このすくすく子ども食育プラン、なかなかちょっとね、どこまで本気で取り組んでおられるのか分からないのです。

そこでやはりね、ぜひちょっと良いものにしてほしいというところでは、こんな資料を作っておられるところがあります。これは「うんちの種類」。これね。（「うんちの種類」の表を議席より示す）

こういうのを作って子ども達に教えておられるところがあります。

これは長崎大学の環境科学部の中村修教授が作られた表です。何かと言うと、ウンチの色と形、ころころ状態、焦げ茶色。「ころころ」から「水状」までありまして、「黄色」から「焦げ茶色」まであります。

例えば、ころころ状態で焦げ茶色だったら、コンビニ食やファーストフード、インスタント食品を食べていて免疫量が下がっていますよと。サプリメントをたくさんとったら、こんな状態になりますよと。そして水状で焦げ茶色でしたら、お菓子ばかり食べてストレスで結果的に免疫力が低下していますよということを、こういうウンチでもって判断する。これは子どもでもできます。

ですから、これは愛媛県の今治市はこれを使って子どもに自分の健康状態がどういうものであるかというのを理解してもらおうと。そうしますと、どういう食事になるか。体調の悪いときや、何を食べたら良いのか分からないときは基本食を食べましょうというふうな形でプログラムを作っておられるのですね。まず今どんな食事

をとっているのか調査しましょう。それで健康的な基本食を考えましょうと。それは、ご飯と焼き魚とお味噌汁と、それからおしたしと、こういう食事が一番基本で体に良いということを指導しているわけです。そして体調を知る技として、今の「うんちの種類」と。こういうのを作って、自分で自分の健康管理しようということをされています。

やはり田原本町として、校長先生とか各担任の先生は、自分たちの子ども達に本当に教育をしていこうと、良い食育教育をしていこうと頑張っておられますが、やはり基本となるものがあって、田原本町の子ども達にこれらの食育というのを身につけると、食生活を改善させると、そういう結果を導くためのプログラムが要るんじゃないかと私は思うわけです。

今、答弁があったのですがけれども、平成26年のこの食育基本計画の結果を踏まえて次の食育を考えると。すごく平成26年が終わってから、また空白があって、それからまたするというのではなくて、今各地で行われている食育等、取り組んでおられる実態をつかんで、どういうことができるか。今から次の平成26年度以降の計画を組んでいくのが普通の計画ですよ。総合計画でもそうですね。終わってから決めるのと違って、終わる前に決めますよね。次にどうでしょうかと。やはり食育についても、ぜひ考えていただきたいと思うわけです。

その点では、各地の優れた食育計画、食育の指導ですね、そういうものを子ども達が本当に身につける、そういう食育にしていけないといけないと思うのですよ。その点では、子ども達が自分で自分の生活をコントロールする。それがお母さんのお弁当づくりにも影響するということになるろうかと思しますので、特にここの食育プランに書いてあるのは、特に小学校は何が書いてあるかといったら、小学校、「給食だより、保健だより等を通じて、保護者に啓発する」「給食試食会、学級懇談会等、保護者が集まる機会に話して啓発する」「学校保健委員会を通じて、子ども・保護者に啓発する」と。「保護者に言う」「保護者に言う」と言っておられるわけです。けれども、言うだけでは絶対できないですね。やはり親も生活を変えないといけないわけですから。そのためには何かといったら、子どもがやはり自分が大きくなりたいんだと、健康になりたいんだということを発すると、そういう教育をすることが必要だと思えます。これはどこが決めるか私は分かりませんが、た

だ、所管は住民福祉部ですよね。住民福祉部として田原本町に住む子ども達、特に「すくすく子ども食育プラン」です。ほかの町村は「子ども」なんてついていないですよ。0歳から高齢者までの食育プランは作っておられます。特に田原本町は子どもに限ってプランを作っておられますし、その点では住民福祉部がどこまで子どもの食育について考えられるのかと。その点では、もう一度積極的な答弁を求めたいと思います。

それと、3つ目に言った放課後デイサービスで、ここは確認させていただきたいのですけれども。今は必要な日数を決定しているということは、田原本町には7日を限度にしているのではなくて、上限はなくて、20日や25日まで可能という対応をしているということですか。それとも、これからするということですか。そこをちょっと確認したいです。よろしくお願いします。

次に洪水対策ですね。

洪水対策の中で、ため池というのが前回6年前に答弁をいただきました。結果的には、ため池の所有者というか、管理している人からは、うちは全然しませんよという話だったでしょう。その点では、その場その場の考えをこの議会の場で披露していただいていたと。実現不可能だったということだと思います。

私はね、今までの部長はそれでよろしいですが、福岡部長はそういう人じゃないと、私は期待しているわけです。やはり有言実行の部長だと期待していますから、そういうことを踏まえて質問したいと思います。

まず、かんじょう川と寺川の合流形態を改良すると本流へ引き込み効果も考えられるとおっしゃいましたけれども、効果はあるのですか。あるのですね。そこをちょっと……、そう答弁していただいたのですね、今ね。ですからそこをちょっと確認したいですね。

先ほどの答弁の中では、警報発令時に言ってみたら大和川の堰が閉まっているか確認しているという話ですよ。そのときに水利組合等に依頼しているということですね。大体警報というのは、雨がたくさん降って、もう一番峠を越した頃に大体警報が出ます。その点では、遅いんじゃないかと私は思いますし、警報が出そうだなというのは、大体分かりますよね。その点では、ちゃんとこう警報が出そうだというときから、部長のほうから、その防災で出動してきた人の防災組織班ではなく

て、やはり部長のほうから、これは警報が出そうだと。ですから至急に水門を閉じてもらえるように依頼せいと。依頼した後は、その結果どうなったかを確認するという体制をつくる必要があると思いますので、それをしていただけるかどうか答弁をお願いします。

ですから、ため池の切り下げというのは諦めたら良いと思いますよ、効果が少ないですね。

そこでね、今、力を入れておられる田んぼダムです。田んぼダム、今年10ヘクタールやりましたと。ただ残念なことに、9月の雨ですね、1時間当たり23ミリという雨の中で田んぼダムの効果はどうかといたら、私は分からないのですね。結果的に床下浸水が出ているわけですから。床下浸水が出ているところに10ヘクタールでは足りない、対応できなかったという結果が出ていますからね。その点では、どこまで田んぼダムを広げていかれるのか。広げていたら効果から出るのかと。

それとともに個々の対策を練らないといけないと。個々の対策は、なかなか先ほどの答弁はなかったですよ。その点では、一つひとつ、水害の地域、水害の形態、それはバックウォーターというか、流れてきた水が本線の川に入り切らずに戻ってきてあふれるという形態は一緒です。しかし、地形は違いますよね。その点では、一つひとつの浸水箇所はどう対応されるのかということ、検討するつもりがあるのかどうかで良いですから答弁を願いたいと思います。

以上、答弁を求めます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） どうもありがとうございます。

田原本町食育推進計画につきましては、今後もしっかりと先ほども答弁いたしましたけれども、しっかりと検証すると。それから奈良県におきましては、今、食育計画というのを策定しておりますのは18市町村でございます。本町といたしましては、できるだけ早く取り組んだほうかなということで考えております。それから近隣市町村のそうした良い例も今後取り入れながら進めてまいりたいと考えております。

それから今、田原本町食育推進計画に携わっていただいております各委員さんが

おられます。その委員さん方につきましては、実際に農業していただいている農業者の方、それから農協の方、それから町の栄養職員でありますとか、ごく実際の即戦力といいますか、実際に携わっていただける方が中心な中での形で入っていただいているというふうなところでございます。それと座長という形の中で、大学の栄養教授もご指導をいただきまして、次年度の計画といいますか、事業の進め方につきましても協議をしながら、それぞれの事業を進めているというのが今の現状でございます。今後そうした過去のそうした事例も十分踏まえまして、計画策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから放課後デイでございますけれども、一応町といたしまして、原則としましては、言われますように7日間という形の考え方をいたしておりますが、その状況に応じまして、例えば兄弟がけがをしたから、もう少し長く見ていただきたんだという、そういうような事情もありますし。それぞれの家庭の状況によりまして、保護者と話し合いをしながら、その日数という形のことを決めさせていただいております。それから長期休業中につきましても日数は増やしております。実質18日ご利用していただいている方もございますし、普段のときでありましても最高15日ご利用していただいている方もございます。

今後も十分保護者のご理解をいただきながら協議の上で、その必要日数を決定していきたいなと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 吉田議員の質問4点ほどあったと思います。それを順番に説明をさせていただきたいと思います。

まず、かんじょう川と寺川の合流形態の話でございますけれども、当然寺川の水位が上がりましたら、そのバックウォーターブロックがかかって、当然支流の河川の水も上がってきます。だから背割り堤をしましても大きな効果が望めるかと言ったら、そんな大きな効果が望めない。ただ、流れがスムーズになるだけだというふうに私は考えておりますので、その効果はなかなか薄いかなというのが実態の話です。

その次に、警報発令時の台風云々の話でございますけれども、警報発令時に関し

ましては、確かに前もって分かっているときにつきましては、一昨年、平成23年9月1日に台風12号のコースがまともに田原本町に来ることが分かりましたので、そのときに事前に地元自治会のほうにご連絡させていただきまして、土のう準備などをさせていただきました。今ネット社会なので、コースがある程度分かりますので、そのときにつきましては、すぐに降るという対応をするときには、前もって、実績もありますけれども、そういう土のうの配備もさせていただいたということがあります。逐次そのような形での、いろいろな考え方を見させてもらってさせてもらいます。

ただ、ゲリラ豪雨につきましては、想定できない部分がやはりありますので、それはある程度ご容赦いただかないといけないのかなという気はしています。

その次に田んぼダムの効果でございますけれども、田んぼダムにつきましては、たまたま田原本町の寺川より東側につきましては、非常にたくさんの農地が残っております。その農地がありますので、その農地に着目いたしまして、田んぼダムを実はいろいろと展開させていただきます。これは奈良県のモデル事業でさせていただきまして、奈良県のほうも全面的に協力いただきまして、田んぼダムをさせていただいているところです。

非常に少ない面積ですので、水位は少ないですけれども、面積は広大な面積の30ヘクタール、40ヘクタール、すごい面積になりますので、掛け算すれば、すごい体積になるというふうに思っておりますので、私どものほうは田んぼダムの効果はあると思います。

ただ、水系別にいろいろと考えていかなければならないという部分も当然ありますので、それがすべて効果があるかと言ったら、なかなか難しいものもあります。雨量にもよりますし、いろいろと問題があると思います。

ただ、減災には結びつくというふうに思っておりますので、できるだけ田んぼダムについては普及を図っていきたいと思っております。

今現在、大和川流域総合治水対策協議会というのがありますけれども、そこでも私どもほう町長も言っておられますけれども、そういう田んぼダムの水田貯留に関しまして、その協議会で水田貯留にカウントしてくださいというようなお願いをさせていただいております。今、全県的にそのような形での議論になっており

まして、水田貯留のやはりそういう効果があるということの検証をしていただきたいというふうに思っています。

現に新潟県見附市では、既にそういう実証の形になって効果が出ているという検証もいただいています。また、奈良県の様子を見て、兵庫県でもそのような形で取り組むというような話を聞いていますので、私どもとしては田んぼダム、これからの治水対策には田んぼダムがありきかなというように考えているところでございます。

続きまして、個々の対策をどうするのかということでございますけれども、個々の対策につきましても非常に難しい部分がありまして、ただ、今現実的に私どもの公共事業でやらせていただいた部分、例えば水路改修、道路改修などに伴いまして、できるだけ水を一本の流れじゃなくて細分化していろんな流域に流してしまう、分散させるというようなことを狙っての、今、事業着手の中ではそれも考えに入れながら事業の計画をしていただいているところです。実際には、今の中では宮古25号の部分に関しましては、水源の水を分離しまして、すごいそういう意味では減災になったというふうに感じています。

いろんなところで事業展開ができる場所に関しましては、できる限り事業展開を図っていきたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 非常に不満があります。

平井部長、あのね、限度7日だったら、これは答弁は全然違うじゃないの。必要に応じて実施すると言っているじゃないの。初めから聞いているでしょう、私は。なぜ限度7日なのですかと。その理由を示しなさいと。理由を示さずに、なぜそのような答弁が2回目に出てくるのですか。不謹慎な答弁です、これは。

あのね、放課後デイサービスは障がい者の学童保育という評価です。田原本町は健常者の方には学童保育は全部入れるようにしていますでしょう。なぜ障がいの方だけ学童保育にしたらいけないのですか。私は20日間、最低でも共働きの方には放課後デイサービスを利用できるようにすべきだと思いますけど。実際に必要ないという方は別ですよ。必要とする方には提供すべきだと思います。それ

を答弁をお願いします。

あと福岡部長、あのね、かんじょう川の合流形態については、石橋部長が「専門家の意見を聞く」と答弁された。なのに部長は、私の見解では効果がないという話でしょう。聞いてないんだったら聞いてないと、聞くんだったら聞くという答弁をしてくださいよ。そうしないと、いくら言葉をしゃべってもいけませんよ。それで聞きましたでしょう、田んぼダムが田原本町にどれだけ要るんだということは、なかったじゃないですか、ほかの地域のことはおっしゃいますけどね。いくら田原本町が要るのかというのは出ているのですか。

それと、やはり水利組合に対して依頼したんだったら確認すると。いつ閉めてくれましたかと。当然必要ですよ。そういう一つひとつ詰めていかないと、あれもやっています、これもやっています。結果、水が浸かっていますでは、住民の皆さんは納得しませんよ。個々の対策についても、もう一度考えるのか、考えないのかを答弁願います。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 限度という形では申ししていません。原則としてという形の答弁をさせていただいたつもりでございます。（「なぜ原則7日だと言っているのですよ。20日、25日があるじゃないですか、ほかのところでは。なぜできないのよ」と吉田議員呼ぶ）

予算措置としては7日という形の中で予算措置をさせていただいたところです。（「お金の問題ですか」と吉田議員呼ぶ）

いえ、そうではないです。今回におきましても当然利用者の人数も増えておりますし、その限度につきましても、事情によって、状況によって増やしております。今回の補正予算につきましても、そうした形の中で出させていただいているというのも事実でございます。

県のほうの指導におきましても、やはり何らかの形の中で法的な制限をするところとはございません、おっしゃるように。しかし、それぞれの市町村で基準といたしますか、その辺のところを設けていくような形の指導をされているというのも事実でございます。（「だから7日はなぜ出てきたかを聞いているのです、さっきから。一番最初から。そんなん全然答えがないじゃないですか」と吉田議員呼ぶ）

過去の日中一時支援でありますとか、そうした形の中の流れの中で、原則として7日という形のことが出ているようなところでございます。

今後の町としての基準という形のことにつきましても、近隣市町村の状況でありますとか、そうした形を勘案しながら定めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） かんじょう川の合流形態につきましては、すみません、もう率直にお詫びしないといけないと思っています。実際的には多分専門家に outsourc 出させていただいても結果は同じ答えになっていると思います。（「専門家に聞くと言っているのですから、聞いたらどうなのですか。聞いてだめだったら、それで納得するじゃないの。そこをしなさいと言っているのです」と吉田議員呼ぶ）

専門家の話は1回聞かせていただきます。

もう1つは、田んぼダムなのですけども、概ね30ヘクタール程度は必要かと考えております。（「個々の対策は検討しないのかどうか」と吉田議員呼ぶ）

個々の対策は、先ほども言いましたように、事業に着手する部分につきましては、当然考えさせていただきますので。ただ、個別ごとに対策をするのは非常に難しい問題がありますので、そこら辺で事業が出たときに対策を考えさせていただきたいと思っています。ひとつよろしくお願いします。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） 学校栄養職員について質問させていただきます。

学校栄養職員というのは、いわゆる栄養士さんのことですが、近年の学校給食は残念ながら民間委託に移行していつている傾向であります。公民間のコストだけを比較し民営化することは、公共サービスを安上がりにはしているように思えて私は賛同しかねます。

民間業者は、利益最優先で営業するのは当然で、五、六年もすれば必ず契約料金を上げてくるとも言われています。「安全ですぐれた食材」「豊かな献立」があっ

でも調理がしっかりしていなければ、豊かで安全な学校給食はできません。育ち盛りの子どもに与える大事な食事です。献立、食材のチェック、調理方法、味付けなど、栄養士と調理員がチームワークを取りながらするべき仕事です。

本町は、現在南小学校のみ民間に調理業務を委託していますが、来年（平成26年）度からは田原本小学校と北小学校の2校も民間委託される予定と聞きました。今、町栄養士1名、学校栄養職員は南小学校に1名、田原本小学校に1名おられます。

そこでお聞きします。

①田原本小学校と北小学校の調理業務を民間業者に委託するのはなぜですか。

②北小学校に栄養職員を配置すべきと思いますが、そのお考えはありますか。

次に、意見箱の活用についてお聞きします。

私は町民の方との対話の中で時々こんな言葉を聞きます。「町に意見を言ったり、書いて意見箱に入れても返答がないし、実現もしない。一体、町は住民の声をどう聞いてくれているんや。意見箱に入れても各課で捨てられているのと違うか？」と危惧されています。

町としては、住民の方の町政に対する意見や提案の受け入れに努力しているのに、この食い違いが生じているのは、とても残念に思います。住民としては自分の意見が取り上げられ誠実に対応されると、まちづくりへの意欲も更に湧くというものでしょう。

町としては、本人の住所、名前が書いてあれば個別回答をしているとのことですが、名前のない方はホームページで回答し、たまには広報に載せることもあるようです。しかし、パソコンのない方やホームページが見れない方は知るすべがありません。何とか本町ならではの方法をあみだし、改善して、名前がなくても回答できる方法はないのでしょうか。まちづくりに対して、素晴らしい案を持っている人や、真剣に考えてくださっている人はたくさんおられるのですから、その力をしっかり取り上げ發揮していただくことは、この町が更に活気づいていくことにつながると思います。

そこで質問します。

①意見は月に平均何件寄せられていますか。

②その中で住所、名前が記入されているのは何%ありますか。

③回答方法を改善されるお考えはありますか。あれば具体案をお示してください。

再質問は議席でさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

（教育部長 楢田芳嗣君 登壇）

○教育部長（楢田芳嗣君） それでは4番、森議員の1番目「学校栄養職員について」のご質問にお答えいたします。

学校給食調理業務については、南小学校において昨年度から民間事業者へ委託し、民間の力の活用によって「安全・安心でおいしい学校給食」の提供に努めてまいりました。そして、来年度からは南小学校に加えて、北小学校、田原本小学校の3校で実施していく計画をいたしております。

これらの学校給食の調理業務委託については、「田原本町行政改革大綱」の主要事項の一つである民間委託推進を踏まえたものであり、町が行っている事業のうち、民間事業者の活用によりサービスの向上が図れるものなどについて積極的に委託化を進めるものであります。

なお、学校給食の体制整備については十分な対応をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 第2番目の「意見箱の活用について」のご質問にお答えいたします。

本町では、町政やまちづくりに対するご提案やご意見を幅広く聞くため、町民意見箱を設けております。

まず、月平均件数についてでございますが、平成24年度では5.8件で、内訳といたしまして、ホームページ2.7件、意見箱に3.1件が寄せられております。参考に平成25年11月19日現在、ホームページでは9.4件、意見箱に5.8件の合計15.2件が寄せられております。その中で、住所、氏名が記入されているのは、平成25年11月19日現在では29.0%となっております。

3点目の「回答方法を改善されるお考えはありますか？」につきましては、現在は、連絡先、氏名が記入され、個別回答を希望された場合は回答を行っておりますが、連絡先、氏名のない方につきましては、連絡をとるすべがないため、回答を行っておりませんが、広く町民に関わる内容につきましては、広報紙及びホームページにおいて公表しております。

今後、連絡先、氏名がなく回答ができない方につきましては、町民意見箱の回答をファイリングしたものを秘書広報課広報統計係、情報コーナーにおきまして閲覧していただけるなどの対応を検討してまいります。

また、これにより他の町民の皆様にもいろんな意見があることを知っていただき、建設的な意見や提案が積極的に行われるようになると考えております。

いただいたご意見に対しましては、可能な限りご本人の直接回答・説明を実施し、また、多種多様なご意見をいただいているため、回答までにお時間をいただく場合もございますが、ご理解を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 4番、森議員。

○4番（森 良子君） この民間委託にするという点での、ご答弁をいただいた中では、民間事業者の活用によりサービスの向上が図れるものなどについてというふうには、「積極的に委託化を進めるものであります」というふうにお答えになりましたけれども、民間に委託したら本当にサービス向上になるのかどうかというのは、私はすごく疑問を持ちます。結局はお金の面だけで安く仕上がるように民間に委託するということではないかなというふうに受け止めております。

それと、これは全教の栄養職員部が毎年文部科学省に要請書を提出して交渉を行っております。そのことをご紹介したいと思います。これは今年6月28日に出された要請書の7項目の中には、こんな項目もありました。

「安全で豊かな学校給食の実現と給食を通じた全教育の充実のため、教職員定数改善計画に1校1名の学校栄養職員または栄養教諭の配置計画を策定すること。当面配置基準の対象人数を550人以上から300人以上の学校とし、基準に達しない場合は4校に1人となっている基準を見直し、2校に1人の配置をすること。共同調理場についても同様に対象人数を大幅に引き下げること」とあります。

この間、南小学校のほうに伺って校長先生やら栄養士さんにお話を伺ったり、また、教育委員会のほうにも行かせてもらって聞いたのは、南小学校に今1人、栄養士さんがおられる。田原本小学校にもおられる。ところが、北小学校にはおられないという現状です。その北小学校におられないので、「北小学校にも栄養士さんを配置するお考えはありますか」ということでお聞きしたのですけれども、「それはない」ということだったのです。それで、どうしてかなというふうに思いまして、先ほども言っていたように、国の基準というのに、「国の基準があるのです」ということでおっしゃられたのですが、国の基準に問題があるから、今、私が読み上げたような、こういう要請書が出されて毎年交渉されているのと違いますか。国の基準どおりにやっておれば良いというのではなくて、田原本町の子ども達には、給食の目標が示すような学校給食を実施し、子ども達の健やかな成長と発達を保証していくために、殊さら民間業者に委託する学校には学校栄養職員を配置されるべきだと思います。

そこで質問したいのですけれども、民間委託を取り入れた学校給食には決められた流れというものがあります。その中で、食材の検収については、学校栄養職員、民間業者の業務職員が納入される食材について、納入品目ごとに、鮮度、品質、量などについて検収しますということになっておりますが、学校給食職員がいない北小学校は、この納入時の検収は誰がするのですか、どうするのですかということが1つです。

次に調理の指示についてですが、これも学校栄養職員が業務責任者に対して、献立に基づいた調理業務について協議するということになっておりますが、学校栄養職員がいない北小学校は誰が協議するのですかという点について質問いたしますので、お答えをお願いします。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（楯田芳嗣君） まず民間委託のご質問をいただいたわけですが、民間委託につきましては、民間企業などの専門的な知識、技術を活用いたしまして、柔軟な勤務時間などによる業務効率の向上を図るとともに、学校栄養職員等の食育指導の充実を図るなど、より充実した学校給食を提供するために進めていくものでございます。

それと、食品の検収につきましては、検品でございますが、学校栄養士と、今現在南小学校でしたら委託しております者が検収、検品をしております、十分に対応しております。

ただ、この平成26年度から田原本北小学校で給食部分を委託するという形でございますが、平成26年度からでございますので、先ほど答弁をさせていただきましたように、十分な対応をしてみたいという形でよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 4番、森議員。

○4番（森 良子君） はい、ありがとうございます。

十分な対応をしてくださるということでは、北小学校にも学校栄養職員を入れるということも考えておられるのですね。そこら辺のことをはっきりとお答えしていただきたいのと。

もう1つは、意見箱の活用については、具体的にこういう方法でということでお答え願いましたので少し安心いたしました。更に、それを2階のところに置くということですね、ファイルしたものをね。それをどこに置いてあるのかということ町民の方によく分かるように示していただきたいと思います。例えば今置いてある1階の意見箱のところに、ご意見と回答は2階のどこそこに置いていますよということをしかりと分かるように示していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

更に、それだけじゃなくて、これからも町民の方のご意見がどういうふうにスムーズに取り入れられて、どういうふうに回答していけるかという方法をもっともっといろんな知恵を出して対応していただきたいと思います。

先ほどのことをお願いします。

○議長（辻 一夫君） 意見箱につきましては要望と受け止めればよろしいですね。

（「はい、意見箱は要望です」と森議員呼ぶ）

それでは教育長、お願いします。

○教育長（片倉照彦君） 議員の答弁につきましては、鍬田部長が答えたとおりでございます。町内の小学校すべてに、より充実した学校給食を提供させていただきたいというふうに考えておりますし、今後も学校給食の体制整備につきましては、十

分な対応してまいりたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、4番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

2015年度に本格スタートする「子ども・子育て支援新制度」の実施に向け、内閣府に設置されました「子ども・子育て会議」が現在、制度の具体的な内容について議論を進めております。そこで、これまでの議論や経過や主な論点について本町の対応をお聞きいたします。

子ども・子育て支援新制度は、社会保障と税の一体化の一環であり、消費税率引き上げによる増収分を主な財源に、幼児教育や保育、地域の子育て支援などを質・量ともに充実させる取り組みであります。

認定こども園、幼稚園、保育所に共通の補助金を創設したり、「小規模保育事業」などを新たな国の補助対象とすることなどが主な内容となります。新制度の実施主体となる市町村に対しては、保育サービスなどの利用希望調査や、子ども子育て支援事業の5カ年計画の策定が義務づけられています。

そこでお聞きします。この子ども・子育て支援事業の5カ年計画、どのように策定されるのかをお聞かせください。

次に、政府の「子ども・子育て会議」で保育所の利用要件が緩和の方針が打ち出されております。

現行の利用要件は児童福祉施行令に定められ、「昼間に常時労働している」「妊娠中や出産直後」「保護者に病気、けが、障がいがある」「同居の親族を常時介護している」「災害の復旧に当たっている」の5項目と、この5項目に類する状態に限定しております。それ以外のケースは市町村が判断しており、対応が不十分という不満があります。

そして今回決まった方針では、要件を緩和して、現行の要件に加え、「パートタイム、夜間就労、在宅勤務などすべての就労」「大学や職業訓練校などへの就学」「長期入院・入所している親族の介護・看護」「DVや虐待の恐れがある」「第2

子出産の育児休業取得時に、第1子の保育が継続して必要」などでも保育所が利用できるよう明記しています。

現在、宮古保育所の建て替えにより待機児童が解消されると考えておられますが、今述べました要件の緩和を鑑みてどのように思われますか、お聞かせください。

また、この新制度で言われています小規模保育、定員6人から19人の保育サービス、対象は0歳から2歳、空き店舗や公民館などでも設置が可能で、新制度の本格施行に先行して事業が実施される方針です。この小規模保育についての考えをお聞かせください。

続きまして、レセプト・健康情報等を活用したデータヘルスについてお伺いをいたします。

今年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において「国民の健康寿命の延伸」というテーマの中で、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして「データヘルス計画」の策定が盛り込まれています。

まずは、すべての保険組合がデータヘルス計画を策定し、平成27年度から実施することを目標に、今年度中に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改正することとしています。市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進することとしています。

このデータヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことで、レセプトいわゆる診療報酬明細・健康診断情報等を活用し、意識づけ、保健事業、受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくために作成するのがデータヘルス計画であります。

厚生労働省は、来年度の予算概算要求において健保組合におけるデータヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援し、また市町村国保等が同様の取り組みを行うことを推進するための予算として97億円を計上いたしております。平成25年度当初予算が2.9億円なので、力の入れ具合が分かるというものでございます。このデータヘルスは今後の重点分野の一つであると言えます。既にデータヘルスに取り組んでいる健保組合、協会けんぽがでございます。

自治体においても、積極的にデータヘルスを導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットとなる。このデータヘル

ス導入に関してのご意見をお聞かせください。

次に、水道の浄水施設及び水道管路についてお伺いをいたします。

3. 1 1 の東日本大震災では約 2 5 7 万戸が断水し、長期間にわたり住民生活に多大な支障をきたしましたが、現状全国の水道施設の耐震化は恐ろしいほど進んでいません。厚労省の資料を見ると、導水管や送水管などの基幹管路の耐震適合率は全国平均で 3 2. 6 % で、高い県では 6 0 % 前後、低い県では 2 0 % 前後です。

また、浄水施設の耐震化率は全国平均 1 9. 7 % と極めて低い状況にあります。これは施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多いためです。また、配水池の耐震化率は全国平均 4 1. 3 % だそうです。この数値を見る限り、厚労省が行ってきた「水道施設・管路耐震性改善運動」の成果は乏しくありません。

「空気、安全はただ」という考えや、豊富でおいしく、安全な水、これら今まで私たちは何も心配は要りませんでした。しかし環境の変化、頻発する災害に対し、真剣に取り組まなければなりません。本町が大丈夫だという保証はどこにもありません。予防で前もって取り組んでおくしかありません。

そこでお伺いいたします。水道耐震化への財政支援策も講じられていますが、国の「水道耐震化計画等策定指針」に基づく本町の進捗率をお聞かせください。

次に、水道事業におけるアセットマネジメントについてお伺いいたします。

水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修、更新といった水道管理に必要な費用と、そのための財源を算定し長期的な経営をしていくための手法が、このアセットマネジメントです。

かつてのマネジメントは、水道法に定められた水道事業者等の責務を果たすためのツールでありました。今や水道事業は人口の減少、ペットボトルによる飲料水の普及による利用の減少、管路の更新問題、職員数の減に伴う技術者の確保、そして料金と多くの問題が発生しております。厚生労働省は平成 2 1 年に、この手引書を作成しましたが使い勝手が悪く、余り普及していませんでした。

そこで、平成 2 5 年 6 月に簡易支援ツールを公表しました。この簡易支援ツールにより、次のことが期待できると述べられています。

1 つ目は、これをするにより、今のままでいったら将来どうなるかが分かる。

2 つ目は、これまでと同じ水道料金で良いのか。

3つ目は、これまでと同じ規模の施設で良いのか。

4つ目は、これまでと同じ更新料で良いのか。

また5つ目として、周辺の水道事業者との連携（広域化）は必要ないかなど、本町の水道事業の将来を鑑み、この5つが分かることによって本町の将来が見えてきます。ぜひとも、このアセットマネジメントを検討すべきと考えておりますが、本町のご意見をお聞かせください。

以上で質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 5番、古立議員お尋ねの子ども・子育て支援についてお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというところで、昨年8月に子ども・子育て支援法が成立しました。それを受け、本町におきます子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する合議制の機関として、本定例会に「子ども・子育て会議条例」（案）を上程させていただいております。

今年7月末に開催された国の子ども・子育て会議で「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の案が取りまとめられ、その中で、市町村計画策定時の住民ニーズ等の把握のための調査項目が示されたところです。それを踏まえ教育委員会等と調査内容を協議し、本町の実情に即した田原本町子ども・子育てに関するアンケートを現在実施しているところです。その結果を基に、子ども・子育て家庭の状況及び需要を把握し、その結果を基に、子ども・子育て会議の中で、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、計画内容を検討していただきたいと考えているところです。

次に、要件緩和につきまして、議員お述べのように、来年度に宮古保育園の建て替えにより待機児童は解消すると考えているところですが、平成27年度からの要件緩和による需要の増加が見込まれるところです。そのため今回のアンケートや、

その需要を把握した上で保育の量の見込みを立て、子ども・子育て会議で方策を検討していただく予定です。

最後に小規模保育でございますが、待機児童解消の方策として効果があるとも考えていますが、現在、本町で実施している事業所はございません。今回のニーズ調査の結果を踏まえて、子ども・子育て支援計画の中で検討してまいりたいと考えております。

第2番目、「レセプト・健康情報等の活用」につきましては、議員お述べのとおり、政府が本年6月14日の閣議で決定した「日本再興戦略」に、保険者が保有するレセプト（診療報酬明細書）や特定健診・特定保健指導などの情報を活用し、健康づくりや疾病予防、重症化予防につなげるデータヘルス計画が掲げられております。

レセプトや特定健診・特定保健指導の情報は、特定健診制度の導入や医療・健康分野のIT化の推進によってデータの電子的標準化が進んでおります。これにより従来困難でありました多くのデータに基づく医療費の内容や傾向の分析が可能になり、医療費データと特定健診・特定保健指導のデータを突き合わせる等によって、個々の被保険者の健康状態の変化なども把握できるようになりました。

奈良県においては、昨年度、保険者機能強化事業として、後期高齢者医療及び国民健康保険において、高齢者への切れ目のない保健指導など、健康づくりの取り組みの強化を図るため、モデル市町村を選定し、次年度以降の当該市町村における生活習慣病の重症化予防等の具体的な取り組み方策の策定に資する分析や先進事例の調査等を始めております。この市町村に橿原市と田原本町が選定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者及び65歳以上の国保被保険者のレセプトデータ、健診データ等を有機的に活用した分析が行われ、本町では高齢者の重症化予防対策事業として、巨額な医療費を必要とする人工透析につながる疾病である慢性腎臓病を中心とした取り組みとしてターゲットを抽出し、リスクに応じた受診勧奨等の事業を本年度より開始いたします。

増大する医療費の適正化と被保険者の健康維持を長期的な観点から実施するものであります。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

（上下水道部長 取田弘之君 登壇）

○上下水道部長（取田弘之君） 第3番目「水道事業」についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の「水道の浄水施設及び水道管路の耐震化」につきましては、国が示す水道耐震化計画等策定指針の意義と考え方は、水道事業者がそれぞれの特性や状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できる指針としてまとめられたものであり、その策定手順としては、まちづくり政策や地域の防災対策と整合をとり、段階的な耐震化を計画的に取り組む必要があると示されています。

本町浄水施設につきましては、平成18年度に耐震診断報告書を作成し、その診断結果を基に平成19年度より配水池、自家発電機棟、ポンプ棟及び管理棟の耐震補強工事を順次施工し完了いたしました。

沈澱池及び急速ろ過池につきましては、その設備構造が複雑であるため、耐震補強となると場所を移転し、基礎杭からの更新工事となるため、耐震補強は未実施な状況であります。

また、配水場につきましては、すべての構造物及び設備が耐震構造であり、震度7の地震には対処できる構造となっております。

次に、水道管路の耐震化につきましては、一部耐震用配水管の布設及び離脱防止のついた継手を使用しておりますが、全体の配水管延長距離から対比いたしますと低い割合でございます。

次に、第2点目の「水道におけるアセットマネジメントの取組み」につきましては、現在、独自で県営水道受水量計画案及び財政試算表を作成し、事務事業の検討を行っているところではありますが、今後はアセットマネジメント実践のための簡易支援ツールも活用しつつ、経営の効率化を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

再開は午後1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） それでは再質問させていただきます。

先ほどお答えしていただきました中で、子ども・子育て支援の中でこれに関するアンケートを現在実施されておるといふことですが、このアンケートはどのような形でされて、どういう方が対象になってといふのをちょっとお教え願いたい。よろしく願ひいたします。

それと、先ほど宮古保育園ができることによつて待機児童が解消すると思はれるといふことなのですけれども、田原本町のほうだけじゃなくて三宅町、川西町からも当然この宮古保育園のほうに新しくできるので応募が来ると思はれるのですけれども。そのほうは考へておられるのかどうか、お答えをよろしく願ひいたします。

次にレセプトの件なのですけれども、この中で樫原市と田原本町が新たに選定を受けたといふことは大変良いことだと思はれるのですけれども。このデータを利用して、ご承知どおり呉市が相当医療費の削減をしております。このデータに基づいて診療内容を把握して、いろいろ薬剤費の削減や、そしていろんな訪問をして、その患者の方に保健師や看護師への訪問活動を行つて過度の受診を抑制するといふことも呉市のほうでできて、その患者さんにも大変喜ばれているといふ報告が上がつております。これはやはり今後こういうことをしていくことによつて、住民の皆様方にも安心して診療、治療を受けられるんじゃないかと思はれるのですけれども、これは医師会との問題があるので、そう簡単には行かないと思はれるのですけれども。そういった意味において、この診療費を抑制していくことに関しての、こういう活用といふのですかね、今後考へておられるかどうか。特に呉市を参考にしてどのように思はれるかお聞かせいただきたいと思はれますので、よろしく願ひいたします。

次に水道事業ですけれども、水道の配管以外はすべて耐震化、すべてとは言いませんけれども、池は別として耐震化構造になっているといふことで、安心はしたのですけれども。いわゆる配水管のほうは、先ほど述べられたように、全体の配水管

延長距離から対比すると、ちょっと耐震に関しては低い割合だとおっしゃっておられたのですが、これに対する対応というのはどのようにやられておるのかお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） それではお答えいたします。

アンケート調査につきましては、今現在実施をさせていただいております。対象者につきましては就学前の方が1,000名、それから小学生の方につきましては1,000名ということで、計2,000名の方に対しましてアンケート調査を実施しております。これにつきましては、12月の中旬頃までに郵送による回収をさせていただきまして、その後分析をして、できれば年内でも分析ができればなということだと思っておるわけでございますけれども、今回上程させていただいております子ども・子育て会議の条例のそれを受けまして会議を早急に設置いたしまして、その内容等について検討をお願いしたい。今後5回から6回の会議を重ねまして、来年秋ぐらいまでには計画を策定していきたいという形で考えております。

それから宮古保育園の増築に伴いまして、町外からの入所といいますか、その辺についてでございますけれども、これにつきましては、本町も町外に対して入園のほうもお願いしているわけございまして、全体的な形の中で50名の入園場所が増えるということになりますので、その割合等につきましては分かりませんが、臨機応変な形の中で、保育の必要な方に対しましてご利用いただくという考え方をいたしております。

それからレセプトの件でございます。これにつきましては、今モデル事業ということで、田原本町につきましては、今腎臓疾患に基づいて人工透析に移るまでの方を抽出いたしまして、今後そうした方に対する直接指導、そうした透析までに至らないように直接保健所なりが指導をしていくというような形を、モデル的な形の中でやっていく。その効果を踏まえまして、今後どうした形の中でそれを進めていくのか。田原本町では腎臓に対しまして、そういうモデル的な形でございますけれども、ほかの檀原市でしたら糖尿病関係でありますとか、いろんな関係のことが実施されてまいります。その実施を踏まえまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） これからの管の耐震化というか、今後の状況をどうするのかというご質問でございますが、まず全体の管の距離の中で一番問題となっておりますのが石綿セメント管でございます。これが約2. 数%でございます。200ミリ以内の小口径の石綿セメント管につきましては、従来から下水道工事の補償工事なり改良工事で徐々に更新等を進めておるわけでございますが、200ミリ、300ミリの大口径の石綿セメント管というのは、なかなか手がつけられないと。これにつきましては、平成26年度から基本設計を基に順次スピード感を持ちながら更新してまいる計画でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

子ども・子育ての件でちょっと心配していますのは、果たして待機児童がなくなるのかということなのです。ざっくりと川西、三宅も含めてという考え方でおられるのだろうと思いますけれども、実態をちょっとしっかり把握していただいて、なくなるようにぜひとも考えていただきたいなと思います。それは要望の話ですので回答は結構です。

今の水道管の件なのですけれども、確かにおっしゃるように200ミリ、300ミリというのは、なかなか難しいと思いますけれども、事が起こってしまうと、早急に復旧していかないとはいけませんので、その辺の例えば計画に基づいた在庫とか、そういう考えはあるのですか。それぞれの備品の在庫をある程度、一定在庫を持っているという考え方はあるのですか。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 今度の更新計画の中で、現在200ミリ、300ミリの石綿管につきましては、事故が起こったときの対応という考え方もございますので、それを減径したいと。200ミリについては150ミリなり、300ミリについては200ミリに減径したいと。こういう形にすると、もし事故が起こっても、塩ビの200ミリなり、塩ビの150ミリなり、それに合う継手で対応できるとい

う考え方をしていますので、そういう計画で基本設計を基に順次更新をしていきたいと、こういう考えでおります。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） それでは議長のお許しを得まして、上水道事業について質問させていただきます。

過日、10月8日になりますが、大字八尾地内において水道管が破裂し、午後2時から翌朝まで断水が発生しました。一部の地域なのですが、夕食や入浴、トイレその他について非常にご苦労されたということもございました。幸い役場のほうの緊急の対応におきまして給水車も出ていただき、夜遅くまでご対応いただき、ご努力をいただいた結果、大した大事には至らなかったようで、その対応に安堵し感謝しているところであります。ありがとうございました。

ただ、私も近くに住まいをしております、断水もあり、経験して、現場を見に行きましたら水が道路から噴き出している状況で、もう川のようになっておったのですね。相当な水量でした。これが有料の水が出ているということで、そういう「もったいないな」ということとともに、これを経験されている皆様のご苦労ということも思いながら、現場で聞いてみますと、吉野川分水の改修工事で町水道管が破裂し漏水したとのことであります。水道管が古くなってきており、ちょっとした振動や外圧で破損する状態であると。管が石綿管であるために弱いということでもあります。

そこで事故の概要、これに対する賠償等、話し合いの状況についてご説明願います。

次に、石綿管についてであります。石綿管は安価で強度があるため、1932年から全国で大量に使用されました。耐用年数が短く、老齢化したときの強度が著しく低いために漏水の大きな原因とされています。1972年、ILOが石綿の発がん性を指摘し、水道管の製造については1985年までに中止され、1988年には石綿管の規格も廃止されて、当時は国内の水道管の20%に使われていたようですが、国の補助金等により随時更新されて、平成22年度水道統計によりますと、

石綿管残存割合は0.29%ということになっております。当町は現在、水道管路総延長が209キロメートルに対して、石綿管で残っているのが4.9キロメートルということで、残存割合は2.3%で、この0.29%という全国平均のまだ10倍が残っておると、こういう現状であります。これは本当に相当遅れているなどという印象があります。

大規模地震が発生したり、発生のおそれが指摘されている今、何がいつ起こるか分かりません。住民の安全・安心に資するのが町の責務でありますし、早急に石綿管の更新をすべきと考えますが、石綿管布設状況、今後の更新についてのお考えについてお伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

（上下水道部長 取田弘之君 登壇）

○上下水道部長（取田弘之君） 12番、小走議員の「上水道事業について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「大字八尾において発生した断水」につきまして、この事故の概要でございしますが、去る10月8日午後2時20分頃でございします。八尾地内（毎日新聞の販売所前付近）におきまして、近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所が農業用水管の改修工事の施工中、現場責任者より、薬液注入工事をしていたところ水があふれてきたと、こういう電話連絡がございました。職員が急遽現場に向かい、現状の詳細確認を行った結果、石綿セメント管口径300ミリメートルの破損と判明いたしました。

現場の状況は、道路形態に支障を及ぼすほどの大量の漏水量であったことから、直ちに復旧作業に取り掛かるとともに、影響が予想される対象給水地域へ、断水・水圧低下及び水の濁りの広報活動、給水車の配置、給水袋の分配、トイレ提供のための学校開放等、住民対応への体制をとりました。

その後、翌9日午前0時10分、配水管の修理が完了、徐々に通水を開始し、午前4時40分に正常圧力に近い状態に水圧復旧が完了し、住民から水の濁りの問い合わせがなくなるその日の午後4時頃まで洗管作業を続けたところでございます。

今回の配水管破損事故につきましては、農業用水管改修工事施工業者の施工中の

過失と、こういうことで私ども認識しております。配水管が破損し、損失した補償については11月15日付けで施工業者宛て請求しているところでございます。

次に、第2点目の「石綿管布設替え」につきましては、まず石綿管の布設の状況でございます。昭和45年から昭和47年に布設した県道田原本広陵線の三笠交差点から薬王寺バイパス交差点手前までで口径300ミリメートルが320メートル、200ミリメートルが761メートル。町道田原本21号線魚町から北へ延びる路線の口径300ミリメートルが275メートル。町道阪手八尾大橋線、口径300ミリメートルが998メートル、町道八尾大橋西代線、口径300ミリメートルが701メートル、町道阪手大木線、口径300ミリメートルが908メートルなどでございます。

石綿セメント管の更新につきましては、平成5年度より、まず、漏水事故が多発していた口径75ミリメートル及び100ミリメートルの石綿セメント管から順次更新を進めてきておりまして、今後も残りの石綿セメント管小口径の残存延長約545メートルにつきましては、改良工事や下水道工事等に合わせて更新事業を継続いたします。

次に大口径200ミリメートル及び300ミリメートルの石綿セメント管の更新につきましては、平成26年度に基本設計を実施し、実施設計、更新工事施工と順次更新事業を計画しております。対象工事延長は4,901メートルで、対象口径は300ミリメートルが3,809メートル、200ミリメートルが1,092メートルでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 補償の関係で施工業者宛てに請求されておるということで、まず、この内容について教えてください。

それと一応、平成26年に、来年から300ミリについて基本設計をし実施設計すると、こういうことでございます。この前に聞きますと、実質工事に入るのは平成29年から順次、平成35年ぐらいだと、こういうようなお話でありました。この辺について、いつから、平成26年に設計されて工事はどの程度になるのか、その辺について教えていただけますか。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） まず第1点目の業者に請求した内容ということのご質問でございますが、内容につきましては、現場の漏水及び洗管に要した水量、通常、私ども住民の方々に配水しているものの平均をとりまして、その差額、当日かなり増えておりますので、その差額がいくらであったかという、その水量を、まずそれで1つ。それから復旧に伴う材料費、そして復旧に伴う修理工事費、そして非常用の給水袋、かなりの数これは住民の方々に配布しておりますので、それにかかった費用。それで当日私どもの水道部局の職員なり本庁の職員を動員いただいて、いろんな住民の方に対応いたしました、それに伴う時間外勤務手当の人件費、以上を算出して請求をいたしております。

第2点目の今後の計画……。 （「金額的にはどうですか」と小走議員呼ぶ）

金額的には約220万円ほどの請求でございます。

今後の計画でございますが、先ほど申しました平成26年度に基本計画を策定いたしましたして、翌年、平成27年度に実施設計、それに基づいていろいろ管路の分析なり、それから水量計算等々いろいろございますので、基本設計、実施設計の中でどこからどういう形で200ミリ、300ミリを減径しながら工事を進めたら良いかということで、それも分析しながら平成29年度からと、1年置き、検討期間を置いておりましたが、それをもう1年前倒しして、平成28年度から数年間にわたって工事に取り組みたいと。なるべくスピード感を持った石綿管の更新事業で対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） ありがとうございます。

まあね、この小さいほうから更新されておるということですが、本当に先ほども言いましたように、災害、地震がいつ起こるか分からないという中で、やはり大きな管、その分ね、やはりそれに影響される人口なり世帯が多くなるわけですからね、やはり早く着手をしていただきたいと。

まさに私のほうも断水いたしまして、本当にライフライン、水が止まると、こういうことは本当に大変なことですね。電気とか、ガスとか、そんなものについては上のものだからね、線をつないだり、割に早く復旧すると思いますが、本当に災害

が起ってしまったら大変なことになると。そして、今この事故が起ってしまったわけで、またいつ起こるか分からないと、こういう状況です。

その工事の中で、止水栓が止まらないと、止水栓が動かない状態。古いから止められないとか、そんなお話も聞きました。そこには日頃の管理、そんなことはしないでも良いのか分からないけれども、いざ、こういうことになる、そのことがやはり復旧の重要な鍵になりますね。止まらないことによって、更にひどい、そういう被害が起こると、こういうことになるわけでございますし、二度と起こしたくないと、こういうことをね。災害があってもすぐに復旧できるように、あるいは災害があったときにも被害が本当に最小限に食い止められるように、そういう手立てをお願いしたいと思います。できるだけ1年、一応前倒ししていただくようなことだということで、まあまあ、とは思うのですが、できるだけ早くやっていただくようお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、12番、小走議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきまして、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

1項目めといたしまして（1）幼稚園、小中学校施設の生徒、職員利用のトイレ、避難指定場所である体育館のトイレの改修、障がい者も利用可能な多目的トイレの設置、改修の今後の計画についてお尋ねをいたします。

11月21日付けの読売新聞の記事に、学校トイレでの大便について「しない」「どうしても我慢できないときだけ」と答える児童生徒が過半数を占めたことが住宅設備大手の調査で分かったとありました。同社は駅のトイレ等に比べて学校のトイレがまだ遅れていると指摘をされていました。全国的に財政の問題上やむを得ない現状かとも察いたしますが、本町におきましては随時改修していただき、においも少なくなり、洋式トイレも増設していただいておりますが、まだ改修必要箇所も見受けられます。車いす対応のトイレについても今後の計画が必要かと思われま。今後の計画について担当課のお考えをお聞かせください。

(2) 避難指定場所になっている県の施設におけるトイレの点検と県への要望についてお尋ねいたします。

以前、防災関連の調査で訪問させていただいたときに、障がい者や高齢者が利用しづらいところも見受けられました。点検と要望について担当課のお考えをお聞かせください。

2項目めといたしまして、幼稚園の芝生化と整備についてお尋ねをいたします。

平成21年度に奈良県で小学校運動場芝生化実施校として9校の小学校が芝生化を実施いたしました。本町の田原本南小学校においても芝生化実施校として地域の皆様にご支援いただき、子ども達にとってすばらしい運動場に生まれ変わりました。平成23年には、取り組み事例を紹介して実践報告をされていますことは皆様もご存じのとおりであります。幼稚園におきましては、ほとんどの園において園庭が芝生化されておりました。園によって広さの違いはございますが、職員が年に一、二度芝を刈ってくださっています。ある幼稚園では既に芝生がなくなり、もとの土の状態になっていたり、芝生の張り替えの必要箇所も見受けられました。ある幼稚園では、遊具のある場所に新しく芝生化をすれば、園児にとってより安全に、より楽しく遊べるかと思いました。それぞれの園の実状況に合った芝生化を検討していただく必要があると考えます。園の芝生化についての維持管理については、今後は地域で全面支援が必要かと考えます。改めて幼稚園の芝生化と整備について担当課のお考えをお聞かせください。

3項目めといたしまして、本町の小中学校図書館における「学校司書」配置についてお尋ねをいたします。

学校図書館図書整備5カ年計画（期間：平成24年～平成28年）を定め、所要の地方財政措置が行われることになり、平成24年度から公立小中学校に「学校司書」配置のための地方財政措置が行われるに当たり一般質問をさせていただきました。前向きなご答弁のように思われましたので、今年度からは実施いただけるかと期待をしておりました。用途を特定しない一般財源として措置されていることから、予算化されなかった理由もおありかと思いましたが、実際に司書を配置されている学校からは子ども達の読書の効果や子ども達の様子が良い方向に変わっていく報告がされています。日本の将来を託す子ども達の読書環境のさらなる整備のためにも

「学校司書」の存在は必要不可欠と考えます。ぜひとも次年度におきましては予算措置をお願いしたく強く要望いたします。

本町の小中学校における「学校司書」配置について担当課のお考えをお尋ねいたします。

以上で壇上からの私の質問を終わります。ありがとうございました。

場合によりましては自席から再質問をさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

（教育部長 鍬田芳嗣君 登壇）

○教育部長（鍬田芳嗣君） それでは11番、松本美也子議員のご質問にお答えいたします。

幼稚園、小・中学校のトイレ改修については、各幼稚園、小・中学校から洋式化等の要望が寄せられており、各学校の耐震改修事業に伴う大規模改修に合わせて順次整備を行っているところでございます。

なお、避難指定場所については、中央体育館を昨年度改修したところであり、また、県の4施設に関しましては、奈良県と協議をしまいたいと考えております。

次に、幼稚園の芝生化でございますが、現在中庭などの園庭に張られている芝生については、各園のニーズにより補修等には努めてまいりたいと考えております。

なお、運動場の芝生化に関しましては、実施する考えはございません。

最後の小・中学校図書館につきましては、その機能を十分に発揮できるよう努めているところでございますが、「学校司書」の配置に関しましては、人的な配置でございますので、生徒指導、特別支援等の要望も多く、学校教育全体に必要な人員を考慮した上で優先順位をつけて対応しているところであり、司書教諭に加え、学校支援制度の活用も図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。それでは、もう少し詳しくお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

最初の学校施設等のトイレ改修でございますが、計画についてお聞きをしたいということで質問内容を書かせていただいております。計画に基づいて整備はいつ

頃にまでに完了するののかということをお答えをしていただきたいと思います。

それと、県の施設でございますが、県と協議をしていただけるということで、もちろん県も財政の状況もございまして、今の状況で、もとのままということは、今後も協議をしていただいても、すぐには答えが出ないかと存じます。でも、避難場所として田原本町が指定していますので、行政の責任として、どこまでの覚悟でどこまで県に要望していただけるのかということと、協議をしていただいた結果を随時報告していただきたいと思いますので、その点についてもお伺いをさせていただきます。

それから幼稚園の芝生化でございますが、私も現場調査に行かせていただいて、確かに幼稚園によりまして、ここに書かせていただいているように整備をし直していただきたいところもございまして、運動場の芝生化は考えておりませんとありましたが、その運動場の一部になっている文章の、一般質問の中でも書かせていただいていますように、北幼稚園のように遊具のところだけ新しく芝生化をしていただければ、そんなに広いスペースではございませんし、そんなに財政上問題はないかと思っておりますので、この辺も合わせてお願いを、今後検討していただけるかということをお聞きをしたいと思っております。

それと、もう既に南小学校が芝生化していますので、ご存じかと思っておりますけど、もう一度芝生化の効果について、ここで一言述べさせていただきます。

芝生化は健康保全上の効果として、騒音の削減がございまして、芝草は20%から30%の嫌な騒音を減少する。芝生の表面は柔らかいので音を吸収する。その吸収は柔らかく刺激性の少ない音にする。

気温の調節という効果もございまして、人間はある気象条件の範囲にあるとき、身体的にも精神的にも良い働きをする。芝生の表面は太陽光の熱を吸収して温度を下げる、これは暑い夏に芝生の庭や家や校舎の中を気持ち良い場所にするという効果。

それと光の反射の減少。ぎらぎらしたまぶしい光や反射光はストレスの原因になる。芝生はこれらの光のコントロールをするのに有効である。

そしてアレルギーを起こす物質の制御。芝生は人々にひどい健康問題を起こす塵、花粉や虫などをコントロールする。

健康を促進する最高の場所の提供として、芝生の世話や芝生の上で運動することは健康を促進する。戸外での作業や運動は多くの人々にとって屋内での体力づくりより楽しく、芝の柔らかくて弾むクッションは屋外での活動を安全で楽しくさせる。

そして幸福、思いやり、落ち着きの感じをつくる場所にもなる。芝生は人々の気持ちに影響を及ぼす。芝生は幸せ、思いやり、平和、落ち着きの感じを醸し出す。

ということで、草木が成長するところでは、子どもの死亡率、自殺や根気のなさ等は草木がないところよりも少ないと言われている。

そして、園芸療法としてのリハビリテーション。園芸の治療的な価値は古代ギリシャでも認められていて、18世紀にスペインの精神病院は療法に園芸を採用した。今日では病院、年配者、薬物依存者、障がい者、登校拒否や学校中途退学者のリハビリテーションの治療方法の一つともなっている。

そして環境保全上の効果として、今述べました健康保全上と重なる分もありますが述べさせていただきます。

空気から汚染物質の吸収。文献によれば酸化窒素、亜硫酸ガスや微粒子物質などが空気中に増えている。芝生や木は媒体、特に炭酸ガスの気体、汚染物質を葉に吸収して空気を洗浄する。

2番目に酸素の発生。15×15平方メートルの芝生は1人の家族が必要とするのに十分な酸素を作り出す。空気は光合成の過程を通して植物によって洗浄される。

3番目に微粒子物質の除去。微粒子は絶えず大気から降る。粉塵だけでなく、煙も芝草の葉によって取り除かれる。取り除かれた微粒子は葉の表面上で濃縮されて、水や降雨によって洗い落とされる。洗い落とされた微粒子は土壌に入り、生きている土壌システムの一部になる。

気温の調節。すべての芝生は気候の制御で重要な役割を果たす。芝生は太陽輻射を遮断する能力を持つので、歩道また街路の気温がおおよそ摂氏38度を超えるとき、芝草表面の温度はおおよそ摂氏24度に留まる。

水の浄化と地下水の補充。土壌微生物は化学薬品を壊し、無害な物質にする手伝いをする。水は根雪を通り、地下水等へ浸出するとき、芝草の土壌は活発に水を浄化する。浄化された水は地下水として補充される。

そして火事の遅滞現象にもなるという。濃い緑の樹木が延焼を防ぐように、健康

な緑の芝生も延焼を防ぐと。

土壌づくりとして、表土は変化するのに数千年かかる。表土は風や水の侵食によってすぐなくなる。芝草は土壌のすべての割れ目に細かい小根を入れる。そして根が腐るとき、根は粘土を良土に変える。芝草は土壌を改良するのに最も効果的な植物である。

そして侵食防止として、芝生は自然の土壌資源を保護する。草の根は同じ場所に土壌を保つ。また、この草の葉は風や流水から土壌の微粒子を保護するためのカバーとして働く。

あと、教育上の効果として、教育活動や体育活動の活発化や環境教育の教材として利用するにも効果的であるというふうに述べられております。

芝生に関して必ず整備をしていただきたいのと「考えておりません」とありましたが、北幼稚園のように、一部新しく芝生化をすることも再度考慮をしていただきたいと思っておりますので、その点お聞きしたいと思っております。

その中で私、整備についても質問させていただいているのですけれども。整備というのは、維持管理のほうなのですけれども、やはり職員の先生が1年に一度刈り取るだけでは、また整備をして張り直しをしていただいても、その状況を保つというのは、維持管理は大変厳しいかと存じます。今、学校支援のほうもございまして、やはり地域の皆さんにお願いをして、1週間に1回、1カ月に1回という、もう少し細かいサイクルで芝刈りをしていただければ、その芝の状況も良い状況で維持管理ができるのかと思っておりますので、この点についてもどうかということで、再度お尋ねをさせていただきたいと思っております。

学校司書におきまして、理由は人的な配置ということで、特別支援等の要望も多いので、そちらを優先的にということで述べていただいております。でも私は、この読書に対する考え方だと思います。子どもにとって、この読書の環境を整備するというのは、やはり生涯において大事なことだと思います。9歳から10歳頃には判断力やモラルが生まれて大人と同じ思考に近くなります。この期間にやはりしっかりと読書をするということが、良書も含めて大事なことだと思います。宝の子ども達が一人も漏れなく困難や試練に負けずに、自分にしかない無限の可能性を發揮して、堂々たる大樹に成長していただきたいと思います。

この読書環境の整備を一番に考えるかどうかの視点だと思しますので、この司書に関しては、ずっとしていただけるまで徹底して質問し続けていきたいと思えます。それほど私はこの学校の図書室の読書環境の整備というのは重要だと考えておりますので。

以上について、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） ご質問ありがとうございます。

1番目のトイレのことでございますけれども、議員からご指摘のように、私ども年度当初または年度末に学校のほうと、例えば修繕箇所について話し合うと、トイレは必ず出てきております。それから学校訪問でも、私たち直接見させていただいているわけでございますけれども、大きな規模の耐震などを行うときに、そのことと合わせてトイレのほうも改修しているところでございますけれども。

あと、例えば今年でしたら平野小学校に行かせていただきましたら、男児用の小便器ですね、これはもうかなり古くなっているということで、そこを全部変えるんじゃないしに、まず順序立てて、例えそこの2つでも修理をしたり、または便器を入れ替えたりということで、細かく考えて計画をしておりますので、ご安心していただけたらと思えます。

それから幼稚園の芝生化についてでございますけれども、芝生の効果については議員から今お教えいただいたところでございますし、南小学校のほうで芝生のほう、大変子ども達も過ごしやすく、体力向上にもつながっているというふうに認識はしておりますけれども、例えば南小学校でしたら、立地条件的に雨の場合でも、今どちらかと言うと幼稚園側ですね、芝生の敷いてないところ、あそこで遊んだりすることができると。つまり雨の場合でも芝生があることのマイナスな点もあるわけですから、それも対応できると。

それから幼稚園のほうは、ごらんいただきましたように園庭も狭うございます。そこで幼稚園のほうと相談いたしましても、芝生化していただくよりは、いわゆる部分的に芝生のほうは、かなり助かっていると。そういうところでございますので、例えば北幼稚園の本当に少ない箇所の芝生化については、芝生化と言えるかどうかは分かりませんが、芝生の活用については考えてまいりたいというふうに思

っております。

それから学校司書の配置についてでございますけれども、これは議員、図書館、読書ということのを重要視されているというのは、私も同じ思いでございます。子ども達の心を豊かにするには、読書がやはり大きな要因だと思っておりますし、その分、私どもは毎年本の、物理的にはですね、本の冊数というのをできるだけ維持していきたいというふうに、新しい本を購入するというふうに考えておりますけれども。司書につきましては、いわゆる人的配置でございますので、やはりそれは1人でもいろんな人とかかわっていただきたいということで、人は欲しいということではございますけれども、前提的なことで人的な配置については、それぞれの必要なところで優先順位をつけて考えていきたいと思っておりますので、学校司書についてすぐ導入ということについては、なかなか予算要求をする、私たちこれから段階なのでございますけれども、優先順位を十分考えていきながら全体も考えていくと、議員のお答えにすぐ100点のお答えを申し上げることができないというのは、ご勘弁をいただきたいというふうに思っております。

それから学校図書館の充実につきましては、例えば小学校でしたら委員会活動ですね、それから司書教諭の活用なんかで、子ども達が図書についても、例えば修理をしたり、貸し出しをしたりということも進めていくことも読書の充実になるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 今お答え願ったわけでございますけれども、一番最初に松本議員の質問の中で、トイレの設置と県との協議という言葉もあったと思いますのでね、その辺については。総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。避難場所の県の4施設につきましては、今現在、磯城野高等学校につきましては洋式トイレ1つございます。そして旧の志貴高校につきましては洋式トイレはございません。

次に、県の高等養護学校につきましては男女とも洋式トイレはございます。そして県の教育研究所、これにつきましてはすべて洋式、和式、全部そろっております。ただ、洋式トイレは各1つずつございますけれども、男女はないところもございますので、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、十分県と協議して、

早急につけていただけるか分かりませんが、協議していきたいと。そして協議した内容につきましては、また報告できることであれば報告させていただくという考えをしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） すみません、1つ答弁漏れていたと思います。

芝生化で学校支援をしていただけないかということで。学校支援で地域の方に芝生の維持管理をお願いできないかということが1つありました。それも再度答弁していただきたいのと。

それと、これから予算の措置をしていただくわけですがけれども、司書の件ですがけれども。中学校に1人、小学校で5校ある中で2人をあとの5校を兼任していただくのに、それでも無理なのか、厳しいですかということで、もう一度。

以上、2点よろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 芝生のことについて維持管理のほうは支援と言いましても、学校支援の事業がございまして、生涯学習課が担当いたしております、そちらのほうで学校別に再度募集をかけてみます。そのときに図書館のほうで、例えば一部の小学校、例えば田原本小学校であるとか。今、現状では平野小学校も夏休みには支援の方、数回お手伝いいただいているのですけれども……。 （「芝生化ですよ。芝生化です。芝生化の維持管理のこと」と松本美也子議員呼ぶ）

芝生化の維持管理につきましては、支援のほうで協力いただくということで考えさせていただきます。

それから学校司書のことにつきましては、これはまた私、同じ答えになると思うのですけれども。実際予算要求はまだですので、これからなのですけれども。私の頭の中には優先順位から考えますと、1番にはなりませんので、2番にもなりませんのでということになりますので。 （「それだったら、考えてないのだったら、考えてないと言ってあげたら良いじゃないですか、今は。そうでしょう。そんなもの2番と違う、3番と違うと。それなら何番目になるのか言わないといけませんよ」と呼ぶ者あり）

すみません。 （「そんな答弁をする人がいますか」と呼ぶ者あり）

申し訳ありません。（「そうですね。それだったら何番目になるのですか」と呼ぶ者あり）

今は特別支援のほうを1番に考えておりますので、申し訳ございません。

- 議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、松本美也子議員の質問を打ち切ります。
これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（議第50号より議第59号の10議案について）

- 議長（辻 一夫君） 続きまして今期定例会に一括上程いたしました議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第4号）より議第59号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてまでの10議案について、去る2日に行われた町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。

質疑ありませんか。6番、西川議員。

- 6番（西川六男君） 議長の許可を得ましたので、3点について質問をしたいと思います。

最初に、議第50号の一般会計補正予算、老人福祉センターの指定管理料、それから関連いたしまして、議第57号、指定管理者の指定についてに関連して質問をいたします。

総務省は、指定管理制度の目的は「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることにある」と説明しております。この観点から質問したいと思います。

まず1点目に、今回の応札の状況について報告をお願いしたいと思います。

次に、平成23年度から平成25年度の3カ年間の指定管理料との比較から、指定管理制度の目的である経費の節減が図られたのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

最後の3点目に、利用者へのサービス向上についてどのように取り組んでこられたのか、また今後どのように取り組まれるのか、まず説明をお願いしたいと思います。

- 議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） それでは1点目の議第50号の補正予算、応札の状況についての報告をいただきたいということでございます。

平成23年度から3年間の指定管理期間が来年の3月31日をもって満了となることでございます。新たに3年間の期間で指定管理者の公募をさせていただいたところでございます。8月26日から町のホームページ、また町の広報等で公募を行いました。9月20日から10月4日の期間におきまして募集したところでございます。現在管理者であります阪神管理サービス株式会社の1社の応募となったわけでございますけれども、10月18日に指定管理者選定委員会を開催いたし、面接審査の実施をいたしまして、過去の運営実績、つまり阪神管理サービスの過去の運営実績、また指定管理業務への取り組みの姿勢も良好であることから、また管理運営を安定して行う経営基盤を有しているというようなことから、選定委員会におきまして選定されたところでございます。

3年間の指定管理料といたしまして7,492万円、今回補正を出していただいているところでございます。

それから次に、平成23年度から平成25年度の3カ年間の指定管理料、どれぐらい削減になったかというようなことでございますけれども、これを比較させていただいておるわけでございますが、平成26年から平成28年度の債務負担行為の補正額といたしまして、先ほど申しましたように7,492万円でございます。平成23年度から平成25年度の指定管理料が6,840万円でございます。652万円の増加という形になったところでございます。

これにつきましては、円安によります燃料費の高騰でありますとか、それに関係します電気料、それから消費税の8%アップ、また今後考えられます10%のアップということで、そうしたところを踏まえまして652万円の増額になっているところでございます。

それから次に、利用者へのサービスの向上についてどのように取り組んでおられたかということでございますけれども、阪神管理サービスが取り組んだサービスの向上のための事業といたしまして、今のこの3年間の中でございますけれども、各スポーツ大会、ゲートボール、グランドゴルフ、ペタンク大会、町が主催しております以外に阪神管理サービス独自でやっただいている事業という形でございます。

す。それから健康体操教室、それから健康通信の発行ということで2カ月ごとにやっています。また敬老の日のカラオケ大会、そして敬老の日に歌手を呼びまして歌謡ショーなどを開催していただいて集客に努めていただいております。また施設の管理面におきまして、駐車スペースを少し拡張していただきました。外のゲートボール場があるわけでございますけれども、その分を少し広げていただきまして駐車スペースの確保をしております。またマッサージ機の入替え、それから浴場更衣室のエアコンの入替えでありますとか、給油ポンプの修理等が行われております。

サービスの向上に向けましては、担当課であります長寿介護課と協議しながら取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 若干管理費が上がっておりますが、それなりのサービスの充実を今後していただきたいなというふうに思います。一応説明で大体理解できましたので、次の2点目の質問に入りたいと思います。

議第53号、田原本町子ども子育て会議条例につきまして質問をしたいと思っております。先ほど古立議員のほうもご質問されましたので、1点だけ質問したいと思います。

この条例につきまして、県下の市町村の現時点での条例設置状況をお教えいただきたいと思っております。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 県下の市町村の現時点での設置条例の状況でございますけれども、市に関しましては12市すべてが条例を制定、設置されております。それから町に関しましては4町が制定、設置されていると聞いております。それから今後の設置を予定されている町村につきましては、本町を含めまして14町村、残りの4村におきましては条例設置まではしないが、そうした形の合議制の組織はつくるということで聞いてございます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 田原本町としても早い段階でこういう条例を設置いただきま

して、中身のある審議をお願いしたいなと思います。

先ほどの話の中では、住民ニーズを把握するためにアンケートを実施されるというお話ですけれども、そのアンケートに基づきまして、子ども達の子育てが充実するように、ぜひ地道に、具体的に施策を行われることを期待しておきたいと思います。

それから3点目に、議第56号、金剛寺井堰地区ゴム引布製袋体更新工事契約締結について質問いたします。

田原本町では、40年以上前の河川改修によりまして設置されました井堰が多く存在し、更新の時期が集中することが懸念されております。平成25年8月の議会において農業用水路等の整備に関連して井堰と農業施設の安全点検や長寿化計画について町の取り組みを質問いたしました。答弁によりますと、各井堰の機能診断を行い、機能保全計画の策定業務を行うとの説明でありました。その井堰の施設の診断事業の結果、一級河川、準用河川に存在する88カ所の井堰のうち、既に改修改善計画が決まっているものや農業施設でないものを除いた75カ所において機能診断が行われたようであります。その調査の結果、施設更新の必要なものはなく、早急に劣化対策が必要な井堰が18カ所あるというふうに答弁をさせていただいております。この答弁を踏まえて質問をしたいと思います。

以前に八尾井堰の更新工事をされましたが、これもほぼ同額の高額であったと認識しております。その工事に引き続き、今回金剛寺の井堰の更新工事はゴム引きの袋体の破損によるものと説明されておりますが、その状況についてももう少し詳しく説明をお願いをしたいと思います。そして、この工事の応札状況を報告をいただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 西川議員のご質問で、八尾井堰の更新工事とほぼ同額の工事で、金剛寺井堰の更新工事を行われたということでございます。

これにつきましては、去る平成20年5月24日、25日に曾我川上流の集中豪雨によりまして河川の急激な増水により何らかの異物で井堰が破損いたしました。それ以後に井堰の立ち上げ、ゴム引袋体に空気を入れる作業ですが、できない状況になりました。調査の結果では、流木など大量に流れてきたと思われ、経年劣化も

ありますけれども、専門家の調査によりますと2メートル余りの切り傷が確認できましたので、専門家の中では修理不能と判断されました。当該施設の受益池は20.3ヘクタールでありまして、金剛地区すべての水田を賄う施設であり、河川からの取水なしでは耕作ができない状況になりますので、必要不可欠な施設でございます。

そして工事の応札状況のご質問でございますけれども、金剛寺の井堰ゴム引布製袋体更新工事の入札につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札で行いました。その中で9月12日から入札公告を行いまして、9月19日から10月3日まで入札参加資格確認申請書の提出を求め、5社から提出されました。5社の中で4社の業者が最低制限価格で入札が行われまして、4社によるくじの結果、丸島産業株式会社が落札をしていただいたところでございます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） ゴム引きということで、それぞれの河川のところにそういう井堰はあるわけですが、今後そういうものも破損、あるいは修理の必要が出てくるのではないかなと思います。

今回の事業につきましては、国庫補助対象事業だと思いますけれども、工事費約6,000万円、これの受益者負担の割合は国庫の場合は10%というふうに聞いております。といいますと、約600万円が受益者の負担になるのではないかなと思います。

この更新工事、先ほど23ヘクタールですか、というお話がございましたけれども、受益をする集落は金剛寺の自治会、これは会員数が約25名の自治会であります。もしも、この受益する地域の農地の所有者とも当然協議をされると思いますが、大変大きな負担になるのではないかなと私は考えるわけです。

今後はこういう工事も行われると思いますが、受益者がこれらの負担を承諾することが工事を実施する要件になるのかどうかということをお聞きしたいということと、また今後井堰の調査の結果18カ所について劣化対策が必要というお話ですけれども、今後この18カ所についても更新工事の実施を計画しておいでになるのか、検討しておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 農業土木全般におきましては、国費を利用させてい

ただいでいましたけれども、地元受益者の要望によりまして事業を計画しております。受益面積、費用対効果等の大小により受益者の負担金が必要であります。本事業では国費対象になり10%、約600万円の負担を求めています。負担が必要な関係といたしましては、農業生産者の個人的な利益が発生するものであり、町からも補助はいたしますが、事業種別により負担率は変わります。主に受益面積が影響し、国費事業では10%、県費事業では20%、町単独事業では30%となっております。従来からも同様であるということでございます。また、これらにつきましては田原本町営土地改良事業分担金徴収条例に定めております。

ということで分担金徴収条例に定められておりますので、これに関しましては要件になるというふうにご理解いただきたいと思っております。

そして早急に劣化対策が必要な井堰が18カ所あるということでご質問でございます。

昨年度は田原本町内の一級河川11河川、準用河川3河川におきまして水門施設88カ所のうち75基の状態把握と機能確認を行いました。その結果に基づきまして、施設の基本条件である操作の確実性、そして水密性、耐久性、負荷加重による安全性、点検整備の容易性を設定し、機能低下の状況の確認を行いました。健全度を評価する目的として機能診断を行いましたというところですが、今年度井堰保全機能計画策定業務におきましては、診断の結果に基づきまして老朽化判定を行い、事業計画を作成し、判定に基づいて更新とか改修、また現状維持に区分いたしまして井堰の統合の可否の判断、また概算事業費をはじきだして、今後のメニューと年度計画を立てる予定で計画をしております。

その中で、まずは修繕や改修が必要な井堰費用につきましては、受益面積、耐用年数などを勘案する中で、更に代替案の形の検討なのですけれども、同じ井堰の中で1つの井堰をすぐ更新するのじゃなくて井堰の統廃合、そしてポンプアップ、深井戸などの検討、つまり代替、違う施設の検討案も考慮に入れまして更新の工事を検討させていただきたいと思っております。

そして防災関係にも関連しますけれども、取水ゲートの開閉の自動化についても、これは当然させていただきたいと考えております。

以上、ご答弁させていただきます。（「もう結構です」と西川議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） ほかにございませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは今、西川議員のほうから質問ありましたけれども、少し重なる部分がありますけれども、順次させていただきます。

議第50号、一般会計補正予算、老人福祉センターの委託ということで、3年で7,492万円と債務負担行為として計上されています。そこで、この6年間、同じ業者さんがずっとやってこられたと思いますので、その間の利用者の推移というのを教えてもらえますか。

あと、子ども・子育て支援に関しては、後にも出てくるのですけれども、後の場所で質問させていただきます。

一応、議第50号に関しては、老人福祉センターの6年間の実績を教えてください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 利用の推移といたしましては、まず平成20年度から指定管理をしていただいているわけですが、その平成20年度の利用者数が2万8,519人でした。そして、平成24年度の利用者数がだんだんと伸びてまいりまして、3万3,920人です。平成20年度と比較いたしまして約19%の利用者数の増加ということになっております。

1年ごとに言いますか。（「言ってください」と吉田議員呼ぶ）

平成21年度が2万9,957人です。それから平成22年度が3万1,912人です。それから平成23年度が3万4,820人です。先ほど申しました平成24年度が3万3,920人ということで推移をいたしております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） この件では、先ほども答弁をされたと思いますが、競争がなかったと、1社しか応募がなかったという話ですね。そこで、やはり競争性があったと初めて入札というものの優位性というものが出てくると思うのですけれども、その点では競争性をいかに発揮するかということが必要かなと思うのです。それとも随意契約にするかということも、それは判断もあろうと思いますね。その点では、この業者以外に優秀な業者がおられないのか、それともこの業者が優秀なのかとい

うところの判断だと思えますけれども、その辺はどう考えておられますか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 1つとしては、競争性が発揮されたのかというところかと思えます。これにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、町広報等を通じまして公募をさせていただきまして、結果として1社が上げてきたということでございますけれども。競争性という観点につきましては、その申請を上げていただいた時点、それから実際業者自体にはどれだけ申請が上がっているかということは申しておりませんし、発表はいたしておりませんので、その時点で当然申請を上げるときには、その金額及び計画ですね、今後のそうした形の計画も含めて出していただいておりますので、十分そこで競争性というのは発揮されているんじゃないかという形の考え方をいたしております。

それから何でしたか。申し訳ないです。（「それだけです」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 入札というのは競ってこそ競争性なのですよね。手続きを踏んでやるのは確かだと思いますよ。でも、そこに1社しか来なかったら、今回はたまたま1社でしたよと、次回3年後もしたら1社でしたよと。言ってみたら今の企業がだんだんと、自分ところだけだから、その点では、それなりのことができるなということになってくると、それは緊張感がなくなりますし、そこがやはり競争性の求めるところだと思うのです。ですから1社しか応募がなかったというのは、基本的には競争じゃないというのは一般的な話で、いくら部長がそこでいろんなことをおっしゃっても、それは全然言っている言葉が信頼性が出てこないということだと思います。

だから、その点は私はそのときに競争性というのと、もう1つ最後に聞きますけれども、この業者が先ほどいろいろおっしゃってましたよね。ただ、設備の入れ替えとか駐車場のスペース確保というのは、田原本町も入れ替えではお金を出していますよね。業者がしたことではないですよ。その点では、個別に業者さんが努力されたというのはどこなのか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 入れ替えにつきましては、業者のほうで入れ替えを

してもらいました。（「お金も全部？」と吉田議員呼ぶ）

はい、そうです。（「全部」と吉田議員呼ぶ）

はい。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは次へ行きます。議第51号、国保会計の補正予算について聞きます。

ちょっと分からないことが出てきましたので、財政安定化支援事業繰入金増となっています。このことについて、なぜこれが増になったのかというところを説明してください。お願いします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 財政安定化支援事業繰入金増の要因でございますが、この事業は保険者の責めに帰することのできない事情、すなわち被保険者のうち低所得者層が多いとか、また高齢者が多いなどによって、医療費が高いことなどに着目して地方交付税が措置され、一般会計から繰り入れされるというような形のものでございます。

本年度主な増加の理由につきましては、平成24年度と比較をいたしまして低所得者の割合が微増いたしました。事業費の算出係数が倍増したために増加したものでございます。これにつきましては平成25年度、軽減対象世帯を一般被保険者世帯で割ります係数が0.505ということで、一般被保険者世帯に占めます軽減対象世帯が5割以上あったということで、前年が0.492ということで5割を下回っていたと、この辺のところでは国の係数が5割を上回っている部分につきましては1.01という形の係数を掛けるという形になってございます。平成24年度につきましては5割以下でございましたので0.52という形の係数がなっております。今回そうしたことから前年と比較いたしまして約1,000万円ほど、これに対します交付税算入が多かったということで今回補正させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 簡単に言ったら、田原本町の国保会計は4,700世帯ほど

ありますよね。その半分以上の人が7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象になったと。ですから、田原本町の国保世帯の半分以上の人が生活が苦しいという国のお墨付きが出たということですよね。ですから、ただ単に0.49が0.505になったんじゃないと私は思うのですね。その点では、田原本町はこれに対して何らかの対策を講じる必要があるんだと思いますが、その辺はそういうつもりがあるのかどうか、まず1つ教えてください。

もう1つですね、それと今年度保険給付ですね、これがどういうふうに推移しているか。この辺を分かる範囲で今年度予想も入れて説明してください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 対策ということでございますけれども、保険料にもかかわってくるような形の問題かも分かりません。今、国のほうで保険者が県単位というような形の方向性というか、プログラム法案ということをして国が今審議をしているわけでございますけれども、そうした県下一本格的な形の国民健康保険の動向も踏まえながら考えてまいりたいと、町の保険料につきましても、そうした形のことも踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

それから次に、本年の保険の給付の状況ということでございます。

これにつきましては、平成24年度というのは特に一般被保険者数が若干減少いたしまして、一般療養給付費が想定以上に不用額を生じました。それに伴いまして、平成25年度の予算を圧縮したわけでございますが、本年度は概ね予算の範囲内で保険給付費は執行できると考えております。それにつきまして、平成25年10月の時点におきまして、被保険者は8,280人いるわけでございますけれども、一般療養給付費につきましては、ほぼ予算どおり18億円ほどで推移していると。大体予算どおりの中で、若干多いですけれども、全体といたしましては大体予算どおりに執行できる見込みと考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら、保険給付のほうは予算内でおさまりそうだと、平成25年度ね。それはこれから医療給付が出るかも分かりませんが、今のところおさまりそうだという予想ですね。

それと、先ほどおっしゃった県下一本化というお話をされていますね。国保の広

域化。これはまだ平成29年ですよ。ですからまだ先の話ですね。そんな先の話はよろしいので、今田原本町で国保に入っている方へのサービスをどうするかということは、先は先ですよ。しかも広域化では、保険料を統一しないということになりましたよね。そういう話になっていっていますよね。それはご存じないですか。ですから保険料は全県一緒になりませんよと。各自治体で決めてくださって結構ですよ。ただ県のほうは……。これは今の話ということですよ、なるかどうか分かりませんが。

要するに、田原本町がこれだけ抛出しなさいという話はするけれども、保険料、保険税については各自治体独自でどうぞということになっていますでしょう。その辺も踏まえたら、そんな一本化の平成29年と先を待たなくても、田原本独自に考えないといけない問題だと私は思いますが、それはどうですか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 軽減につきましては、今までどおり7割、5割、2割のそうした形の軽減策でもって考えております。今先ほども議員おっしゃいましたけれども、前年が0.492で今年が微増の0.505になったということでございました。これが継続的な形の中でこういうふうになっていくのかどうかというのは、まだ分からないものでございます。

それと保険料につきましては、確かに黒字が出ているわけでございまして、その軽減につきましては今後十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなかうれしい話をしていただきまして。

では、議第52号の介護保険特別会計について質問します。

これは地域ケア会議の設置ということなのですが、この設置に当たって地域包括ケアシステムというのを作るため、それを実施するためのケア会議だと思うのです。その地域包括ケアシステムというのがなかなかどんなものかというのが分からないのですけれども、まず今、地域ケア会議は地域包括支援センター等ということが一応謳われていますので、地域ケア会議がどこが中心になって行うのか。

それと地域包括ケアシステムは、やはり町が責任を持って行うんだと私は思うのですけれども、それは介護サービス、医療介護連携サービスと、住まいに関するサ

ービスと、生活支援、介護予防と、あと人材育成と、こういう5つの項目に分かれていると思うのですね。その点では、田原本町としてどういう方向性というか、どこまで責任を果たすという思いでこの地域ケア会議を立ち上げられるのかということころを教えてください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まず地域ケアシステムとはどのようなものかということでございますけれども、将来の高齢化社会、超高齢化社会に入っておりますけれども、超高齢化社会に向けまして、まずその団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどとしまして、その高齢者の問題が増えることが予測されることから、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組みづくりが地域包括ケアシステムということでございます。

それから地域ケア会議の役割でございますが、地域ケア会議は地域包括ケアシステム、先ほど説明しましたそれを実現するために高齢者支援のマネジメントの手法として行われるものでございます。高齢者の有する能力に応じて日常生活を過ごすことができるよう、高齢者個人が抱える問題や、ケアマネジャーが抱える困難事例について専門職や関係者が一堂に会して考え方や解決策を検討する場でございます。地域ケア会議の役割として、高齢者の様々な問題に対して多職種のかかわりで検討を行うことによりまして、支援の方向性、また解決策をより具体的に導き出す会議でございます。これは基本的には町も地域包括支援センターのこうした形の会議は後方支援という形になろうかと思えます。町も一緒になって進めてまいりたいと考えております。

今回の補正につきましては、こうした地域ケア会議を立ち上げるがための研修と申しますか、事前準備と申しますか、この国の補助金を使いまして先進地の視察も含めまして、模擬的な形も含めまして、今回この国の補助金を使って実施をしていくわけでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 気になるのですよね。町が中心じゃないのですか。今この最

後の介護サービスですね、あと人材育成、これは県が責任を持ってやられますね。介護サービスは、介護保険というところで国全体として動きますよね。あと医療や介護連携、あと住まいの問題、生活支援や介護予防、これらについてはやはり町が責任を持ってやらないと、地域包括支援センターというのは事業主体、そういう事業をやる場所ですか。マネジメントでしょう。マネジメントしかないですよ、今。そうじゃないのですか。地域包括支援センターは要支援者のケアプランを作るというだけじゃなくて、そんな訪問介護とか、それから医療連携のあっせんとか、そんなことができるのですか。私は田原本町が田原本町に住んでる人にいかに責任を持って、この地域包括ケアシステムが有機的に動かせる、責任を持たないと、どこもそんなことはできないのと違いますか。やはり包括支援センターができるためには、それだけのお金が必要です。ですから、結果的に出すのは田原本町なのでしょう。田原本町が責任を持って田原本町の人々の介護、あるいはその人らしく生きる支援をどうするかということが問われていると思いますから、そこに田原本町が後ろへ隠れてしまったりいけないのと違いますか。その点はどうなのですか。田原本町で責任を持って地域包括支援システムを作るのですか。そこを教えてください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今、要支援のただケアマネジメントだけをやっているというのが、ここのセンターの役割ではございません。ここのセンターが中心になってケアマネジャーの資質の向上でありますとか、いろんなそういう問題点関係でありますとか、そういうリーダー的な形の立場になっていくのが、このセンターの役割でもあります。それから地域づくり、それぞれこのセンターにおきまして地域とのかかわりでありますとか、つまり介護保険だけの事業として、公的な形の介護保険の事業だけではなしに、ボランティアでありますとか、いろんな医療関係であります、このケアシステムの構築に向けまして、その中心的な形の役割を果たしていくセンター的なものでございます。そのメンバーの中に町も入りまして、そのセンターのこういう形の組織を、ケア会議を立ち上げまして、そこがまた、そのセンターの後押し、バックアップ的な形の立場に立っていくという部分でございます。

だからおっしゃるようにセンターが中心になって、すべてそれをしていくんじゃないのかということをございますけれども、中心にはなっていないかもしれませんが、町もかわった形の中でそれをしっかりとケア会議を立ち上げていくというような立場でございます。どこが、あそこが、ここがという形ではないということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ボランティアさんは地域包括支援センターじゃないでしょう。社協でしょう。今、各自治会に介護のそういう組織をつくってくれと進めているのは町でしょう。長寿介護課じゃないですか。今何か違うことをずっとおっしゃってましたよね。ですからね、地域包括支援センターは有効に活用するのは当たり前ですよ。一人ひとりのどういう介護をするかも入れてね、相談の中心になりますよ。でも、一番の元はお金も持っている町じゃないですか。町が責任を持ってやらないとできないですよ、こんな大きなこと。

介護保険のこれからどうなるか分かりませんが、補えない部分をこれで補っていくのでしょ、地域包括システムで。そのためには、町がバックアップしないと、町が本当に力を入れないとできないじゃないですか。その決意はないのですか、部長には。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今委託しておりますのは、そういう今おっしゃっていただいていますように社協のほうに委託をしておりますのは、要介護、要支援のケアプラン等の事業でございます。地域予防事業ということで、もっと大きな事業がありまして、今予防事業関係につきましては町で持っているというようなところでございまして、将来的な形の中では、その地域包括支援センターがそれも包括的に抱えて、そこでもってやっていくというのが理想の考え方でございます。今は予防事業におきまして、委託をしております事業におきまして介護保険の1号被保険者なり、2号被保険者の保険料なり、国、県、町、という形の財源の中でそれは賄われているものでございます。その部分を社協のほうに委託いたしまして、支援センターをやっていたらと。だから将来的な形の中では予防事業も含めまして、あそこに持って行きたい、持って行くという考え方の中で進めておるとこ

ろでございますし、地域ケア会議という形につきましては、そのセンターのバックアップ的な形のものとして構築をしていくというふうなことでございます。それはみんな専門家が寄りまして立ち上げていくケア会議の今モデル的な形の中でやっていきたいということでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 要するに、田原本町がすることを委託しているだけでしょう、みんな。地域包括支援センターにも田原本町が委託したのでしょうか。ボランティアの管理も社協へ委託したのでしょうか。本来田原本町ですよ、全部。その認識がなくて、こんなものができるはずがないじゃないですか。

これについては3回質問しましたので、これ以上答弁は求めませんけれども、その考え方では田原本町が田原本に住む高齢者の方々に責任を果たせないと私は思います。

次に、議第53号について質問します。

子ども・子育て会議条例ということで、これもこれまでになかった制度を導入されると、その準備だということですね。

そこで確認したいのは、これは田原本町どこまで本気で取り組む気があるのかというところを聞きたいわけです。この子ども・子育て支援計画では、例えば私立保育所は3年後には総合こども園に移行すると書いてあるのですね。ですから、今造っておられる宮古保育園、宮森保育園、それから阪手保育園、すべて3年後には総合こども園に移行すると書いてあるのですね。そうしたら、今宮古保育園を建築中ですけども、これはそれに対応できるのですか。子ども・子育て支援全体を誰が責任を持ってやるのですか。ここのところを教えてください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まず、どこが責任を持ってという話でございますけれども、子ども・子育て支援法では第61条に「市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定めるもの」とされています。町が定めます。またその同第7項には「市町村子ども・子育て支援事業に定めるときは、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞かなければならない」ということで、そのご意見を聞かせていただきまして、子ども・子育て会議で子ども・子育て支援事業計画の事業内容等を審議いただいて

策定をしてみります。

それから宮古保育園等の、認定こども園のことをおっしゃっていますね。（「総合こども園に移行すると書いてあるのですよ、3年以内に。公立保育園は10年以内、私立は3年以内に移行すると書いてあるのです」と吉田議員呼ぶ）

基本的には今までどおりと変わりません。内容等につきましては変わりません。今までの措置制度から支援費制度という形になります。

町のほうが、保育につきましては園のほうに委託をいたしておるわけですから、今までの措置制度から支援費制度に変わってくると。支援の必要な方につきましては、その認定をして、その支援費をお支払いさせていただくという形になります。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 部長は理解をしておられますか、この子ども・子育てのシステム。私ははっきり分かりませんよ。総合こども園は保育所を運営していたら、要するに幼稚園の部分もやりますよということですよ。ですから、朝の7時から夕方6時まで預かる子もいれば、朝の9時頃から1時頃まで預かる子もいるという、そういう総合こども園をつくるということが書いてあるのですよ。できるかどうかは知りませんよ、国がそう決めておられるだけの話だから。

だから言ってみれば、宮古保育園を造ったら、幼稚園部分がなければいけないということです。この文章を読むだけではね。実際はどうか知りませんよ。幼稚園はそのまま存続しても良いとなっていますわ。でも、民間の保育園は3年後には総合こども園に移行しますと書いてあるのです。しなくて良いというところまでは、私は確認していませんからあれですけれども。

その点では、これは大変なことだと思うのです、経営されている方にとっても。勝手に決められて、3年以内に増築なんかできるわけないですからね。その点では、この法律の運営というのは大変難しい問題があると、そういう覚悟をしてやはり住民福祉部も取り組んでもらわないといけないと私は思うのですね。

その中で聞きたいのは、今回新しく子ども・子育て支援新制度というのができたのですけれども、ただ市町村の保育実施責任というのは残ったということですね。

ですから、市町村の保育実施責任、要するに市町村は自分のところの住民の方が、うちの子どもを保育園にやりたいという窓口になるということ、責任を負いますよということが残った。ただし、園と直接契約するのもOKですよというのも入ったということになりますよね。

そうしたら、私はこんなことをやったらね、町が非常にやりにくいんだらうと思うのですよ。町が頼まれて依頼したら「もういっぱいですよ」と言われる可能性があるわけですよ。その点では、田原本町は保育実施責任、これをちゃんと果たしていけるつもりがあるのかどうか、これを教えてください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 先ほどの認定こども園の、総合こども園の関係ですが、3年後には移行しなければならないということはありません。（「そうなのですか」と吉田議員呼ぶ）

はい。だから今までの保育園は保育園という形の中でやりますし、認定こども園だったら認定こども園という形の制度もございます。（「どこに書いていますか」と吉田議員呼ぶ）

認定こども園に移行という形の話は、することは可能ですけれども、その場合につきましては幼稚園教育があり、それから後の保育が必要なときには、そうした形の保育という形の、そうした形の話は可能でございます。それに移行することは可能でございます。それはそれぞれの園の考え方といたしますか、認可は必要でございますけれども、そうした形の中ではできます。保育園はそのまま継続という形はございます。

それと、認定こども園の場合につきましては、それぞれの、例えば保育に欠けないお子さんであっても、その親が認定こども園と契約を交わして、例えば支援費の対象にならないが、そこに就園することは可能でございます。

しかし、議員おっしゃいますように町としての保育の責任を持つてという形の考え方の中で、町は調整役としてそういう形のことも保育に欠ける方をできるだけ優先した形の中で進めていくという調整という機能というのは必要でございますので、そういう調整機能という形の中で町は責任を果たしていくということでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そう答えられるのであれば、私はこれは厚生労働省の文書を持っていますよ。「一定期間後にすべて総合こども園に移行する」と書いてあるのですよ、私の文書ではね。ですから、もしそれが普通の保育園が移行しなくて良いと言うなら、何条に書いてあるか教えてくださいよ。

それと、保育実施責任は調整じゃないですよ。責任ですよ。責任を果たさないといけないと。しかも保育所を使うのには、町が、このお子さんには何時間保育が必要だという認定もしないといけないのですよ。町が認定するのです、調整じゃないですよ。町がこの子どもには8時間要る、この子どもには4時間で良いという認定するわけですよ。何が調整なのですか。町が認定して初めて使えるわけでしょう。全然答弁違っているんじゃないですか。

その点では、町が保育実施責任を果たす気があるのか、それと保育所について今の民間保育所は総合こども園に移行しなくて良いという条項があるんだったら、何条にそれが書いてありますという答弁をください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） ちょっと今何条という形につきましては調べさせていただきます。

それと、議員おっしゃいますように、今度は支援費制度になりますから、あの子どもは何時間の保育が必要だという形のことを認定していくというのは、そのとおりでございます。そこで、町としての保育の責任といいますか、その分につきましては今と同様な形の中で、例えば受け皿がなければ待機児童という形のことにも発生することもあります。それをなくすために今後5年間の計画の中で受け皿づくりを、ニーズを把握しながら、そうした受け皿づくりを進めていく努力をしていくということでございます。（「条文を知りませんから答弁ができませんなんて、答弁になっていないじゃないですか。どうするのですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 吉田議員、おっしゃっていることも私分かりますので、今調べてもらっています。（「はい、どのぐらい出てきますか」と吉田議員呼ぶ）

それは分かりませんよ。（「1時間ぐらいあったらできるのですか」と吉田議員呼ぶ）

いや、それは分かりませんが。ですけど、この問題を後にしておいて、

次の議第54号、これに入っていないかなと思うのですけれどもね。（「はい。だから言っておきます。持ち時間18分しかありませんからね。その間には答弁を必ずしてもらわないといけないですよ。では、行きます」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、議第54号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について質問します。

これは消費税を5%から8%に変えるという法律が通って、その対策だとは思っているのです。それで、これは汲み取り料金でしたかね、ちょっとあれですけども、これを100分の105から100分の108に改めるとなっていますので。これをしないといけないのかというのは、ちょっと分からないと。例えば、指定ごみ袋は45リットル45円は変えませんが、今回。触らないですよ。45円で、30リットルが30円と。こっちだけ変えるのですよね。ですから町のサイドとして、どう対応するかというのは決められるということだと思います。その点では、なぜ今回の分だけが対象になっているのかということをお答え願います。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 消費税法基本通達によりまして、課税対象になる行政手続きなどの範囲以外の手数料は消費税が課税となっております。消費税法第60条6項には、地方自治体は国に対して消費税納税義務がありませんので使用料、手数料に消費税の転嫁は自治体のように利益を目的とせず、住民の福祉を目的としたサービスについては消費税はかかりませんが、し尿の収集運搬及び処分にかかる手数料については改正が必要ということです。

つまり、し尿の収集業者、うちは委託をさせていただいています、業者さんに。業者さんが当然納税義務者で発生しますので、それに対して、し尿の収集に対しては100分の108相当率の改正をお願いするものでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ただね、言ってみれば田原本町が委託しているのですよ。それなら、田原本町がしていたら、先ほどおっしゃったように手数料は消費税が上がっても関係ないということをお断りできますよという話ですよ。田原本町が委託しているがためにそうなるということですよ。ですから言い換えたら、田原本町

は手数料をこう決めていますので、これを取ってくださいというだけで事足りるんじゃないですか。これを108にしないといけないというところは、こういうことだから絶対しないといけないという説明をお願いしたいのですけれどもね。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 非常に難しい話で、条例の第8条の中に、し尿収集の分について、中では100分の105と以前はね、今回100分の108ということで書かせてもらっていますので、それに基づいて実直に改正をさせていただきたいということでございます。（「もっと説得力のある話はないのですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 田原本町が直接し尿の収集をやっていたら、そんな心配はしなくて良いということですので、それはちょっと説明がつかないんじゃないですか。次に、議第55号、給水条例の一部を改正する条例。

これも消費税の関係で、これまではちょっと消費税込みで書かれていたのが外税にするということだと思えるのですけれども、これについても質問させていただきたいと思います。

この消費税が上がると年間どのぐらい消費税の額として増収になるのか、もらわないといけなくなるのかということの説明をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 今回、来年の4月から5%から8%、3%引き上げられるわけですが、それで年間約2,200万円見込むものでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 水道料金ですよ。先ほども小走議員からライフライン、水道の重要性という質問があったと思います。その点では、水道はなくてはならないものだと思います。それに対して税金がかかるというのは、大変厳しい状況になるのかなと思うのです。ただ、田原本町の水道会計は年間、去年の利益はいくらでしたか、8,500万円でしたかね、利益体質ですよ。その点では、去年の利益がいくらで、それはこの3%分はそれで吸収できないのかという思いがあるのですけれども、そこはどうですか。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 今、私どもとしては3%引き上げられたら、その3%分は形態として消費税そのままうちの利益になるわけではございませんので、3%加算させていただいて予算計上し、住民さんにその分を料金としていただきたいと、これをご理解いただきたいと、このように考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今の答弁は、田原本の上下水道部としては、この2, 200万円ぐらいの負担はかぶることはできるけれども、それよりもやはり消費税というのは使った人が払うものだから払いなさいという答弁ですね。

その点では、やはり消費税が上がって、これからまた節水ということも当然起こってくるだろうと思います。その点では、上げたらそれだけ増収なるかと言ったら、反対に上がったがために下がるということも考えられますよね。その点では、水道水というのはたくさん利用されたら困るけれども、利用が少なくても困るという、そういう制度ですよね。ですからその点では、消費税を上げずに利用を促すという点も1つもあっても良いと思います。そんな考えはありませんか。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） やはり累積欠損金というものがございます。だから今後いろんな更新の事業も控えております。だからその中で3%を据え置くという考え方は私どもの事業体ではございません。（「以上です」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 暫時休憩させていただきます。

午後2時49分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

ただいま事務局のほうで調査していただきました。ところが、確たる書類が出てまいりませんでした、現時点で。これではせっかく休憩までいただきまして皆さん方にお待ち願ったこともありますし、吉田議員はなおさらその辺のことを研究もしておられるようだし、この件につきましては法令等を確実に、今お聞きしましたら、最終日には提示できるだろうということでございますので、今日は最終日の議会の

委員長報告の前後に、ちょっとまだ今のところ段取りは分かりませんが、ここで示していただきたいと、こういうふうに思いますので了解のほどお願い申し上げます。よろしいですか。（「ここで発表するのはそれでも良いですけども、個人的にはもっと早くくださいよ」と吉田議員呼ぶ）

その辺の配慮というのは情報が分かりましたら部長、その辺のことをよろしくお願ひしたいと思ひます。それで了解願ひます。

ほかに質疑ございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。長い間ありがとうございました。

午後 3 時 0 2 分 散会